

1 章 基本方針

第 1 節 迅速な災害応急活動体制の確立

災害応急対策を迅速かつ的確に展開するため、市その他の防災関係機関の緊急時の組織体制、情報の収集・伝達体制を確立するとともに、防災関係機関相互の連携の仕組みを盛り込んだ応急活動体制を明示する。

第 2 節 円滑な応急活動の実施

災害応急対策を円滑に展開するため、次の事項を中心に、マニュアル性も考慮しつつ、対策内容を点検、整備の上、明示する。

なお、災害応急活動の実施に当たっては、その総合的推進に努めるとともに、時系列的な側面から重点的に実施すべき事項を的確に把握し、対処することが必要である。こうした観点から、災害応急対策の主な流れを示すと次のとおりである。

時間経過	災害応急活動体制	災害応急活動内容	
初 動 対 策 (発災直後)	職員初動マニュアルに基づく非常配備体制により活動する。 ・災害対策（警戒）本部の設置 ・災害対策要員の確保 ・被害情報の収集・伝達体制 ・通信手段・情報網の確保 ・防災関係機関との連携体制	・災害情報の収集・提供、広報活動の実施 ・災害救助法の適用 ・人命救出・救助活動、救急医療活動の実施 ・消火・水防活動等被害拡大防止活動の実施 ・避難行動要支援者等の安全確保対策の実施 ・避難対策の実施 ・食料、物資の供給、応急給水の実施 ・ライフライン応急対策の実施 ・交通規制等交通の確保対策の実施 ・緊急輸送路の確保等緊急輸送対策の実施	継続実施 ↓
緊 急 対 策 (発災後 1 日 程度以降)	平常時の勤務体制を基本とし、災害の規模、態様及び時間経過に応じた対応体制の整備を図る。 ↓	・各種相談窓口の設置 ・被災者への生活救援対策の実施 ・災害ボランティアの受入環境整備 ・市外からの支援受入態勢整備 ・土木施設応急復旧の実施 ・感染症対策等保健・衛生対策の実施 ・遺体の火葬等の実施 ・学校における教育機能回復等の教育対策の実施	
応 急 対 策 (発災後 1 週 間程度以降)		・応急仮設住宅建設等住宅確保対策の実施 ・ガレキ、ごみ処理対策等廃棄物対策の実施 ・被災者のこころのケア等精神医療対策の実施	

第2章 迅速な災害応急活動体制の確立

第1節 組織及び職員の動員等

1 基本方針

地震により市域に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害対策本部を設置し、兵庫県災害対策本部、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等と緊密な連絡、協力の下に災害応急対策を実施する。

ただし、災害対策本部を設置するに至らない小災害が発生した場合にあっては、危機管理課で警戒体制をとり、平常時における組織をもって対処する。また、災害に対して警戒を強化する必要があると判断したとき、災害警戒本部を設置する。

組織及び事務分掌については、相生市災害対策本部条例（昭和38年条例第22号）及び相生市災害対策本部設置要綱（昭和38年訓令第6号）に定めるところによる。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	防 災 班 （ 危 機 管 理 課 ）	（1）警戒体制の確立
		（2）災害警戒本部の設置
		（3）災害対策本部の設置
		（4）組織図
		（5）分掌業務

3 取組み内容

（1）警戒体制の確立

ア 設置基準

防災監は、災害警戒本部を設置されるまでの間で、情報の収集及び共有等を行う必要があるとき、危機管理課に警戒体制をひくことができる。災害に対する応急活動体制が必要な場合で、本部を設置するまでの状況判断や必要な指令は防災監が行う。

イ 構成

防災監は、災害警戒本部を設置されるまでの間で、情報の収集及び共有等を行う必要があるときは、関係職員を指名し招集する。

ウ 所掌事務

- (ア) 情報の収集及び共有
- (イ) 災害警戒本部設置の検討
- (ウ) その他防災監が必要と認める業務

エ 報告

防災監は、必要な事項を副市長に報告する。

オ 解散

防災監は、次の場合に、警戒体制を解除する。

- (ア) 災害警戒本部が設置されたとき。
- (イ) 災害発生のおそれが無くなったとき。

(2) 災害警戒本部の設置

ア 設置基準

副市長は、次の場合に災害警戒本部を設置する。

- (ア) 気象庁が、兵庫県瀬戸内海沿岸の予報区に津波注意報を発表したとき。
- (イ) 震度4以上の地震を観測したとき。
- (ウ) その他副市長が本部を設置し、応急対策を実施する必要があると認めたとき。

イ 構成

次に掲げる構成員は、召集された時は速やかに参集し、所掌業務を行う。なお、本部員は、事務を迅速に行うために、必要に応じ関係職員を配備することができる。

本部長	副本部長	本部員	
副市長	防災監	企画総務部長 財務部長 市民生活部長 健康福祉部長 建設農林部長	市民病院事務局長 会計管理者 議会事務局長 教育長 教育次長

ウ 所掌事務

本部員は、次の事項を所掌するとともに、適宜、本部長に報告を行う。

- (ア) 被害情報の収集及び分析
- (イ) 県及び防災関係機関からの情報収集並びに分析
- (ウ) 初期応急対策及び配備体制の検討
- (エ) その他本部長が必要と認める業務

エ 報告

本部長は、必要な事項を市長に報告する。

オ 解散

本部長は、次の場合に、災害警戒本部を解散する。

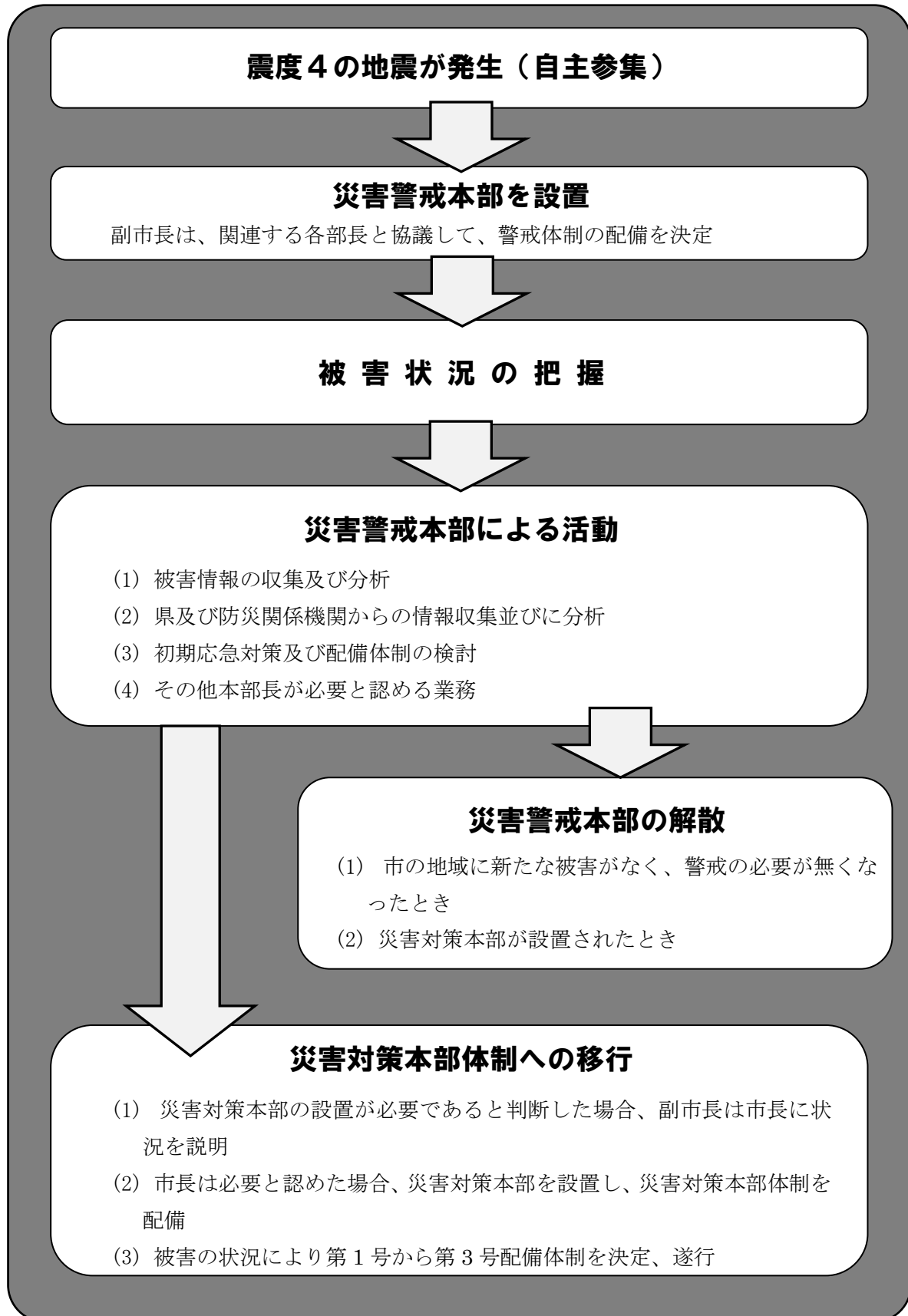
- (ア) 災害対策本部が設置されたとき。
- (イ) 災害発生のおそれが無くなったとき。

カ 災害対策本部体制への移行 ～災害対策本部の設置～

災害警戒本部は、被害状況により災害対策本部の設置が必要であると判断した場合は、市長に状況を説明し、災害対策本部の設置を要請する。

市長は、市の総力をあげて災害応急対策を実施することが必要であると認めるときは、災害対策本部を設置し、体制を配備する。

夜間及び休日における初動体制



(3) 災害対策本部の設置

ア 設置基準

市長は、次の場合に災害対策本部を設置する。

- (ア) 震度5強以上の地震を観測したとき。
- (イ) 震度5弱以下の地震を観測し、災害応急対策を実施するため必要があると認められるとき。
- (ウ) 津波警報が、瀬戸内海沿岸に発令されたとき。
- (エ) 大規模地震特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、かなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき。
- (オ) その他市長が本部を設置し応急対策を実施する必要があると認めたとき。

イ 開設場所

災害対策本部は、危機管理課又は会議室に設置する。ただし、市庁舎が被災する等何らかの理由で危機管理課又は会議室が使用できない場合は、次の順序で本部を移設する。

第 1 順 位	第 2 順 位
総合福祉会館	災害の種類に応じ活用可能な施設を 災害対策本部長が指定する

ウ 廃止基準

本部長（市長）は次の場合、本部の活動を終了し、本部を廃止するものとする。

- (ア) 災害応急対策が概ね終了したと認められるとき。
- (イ) 災害応急対策に備えるために設置したもので、地震等の発生のおそれが解消したと認められるとき。

エ 設置及び廃止の通知

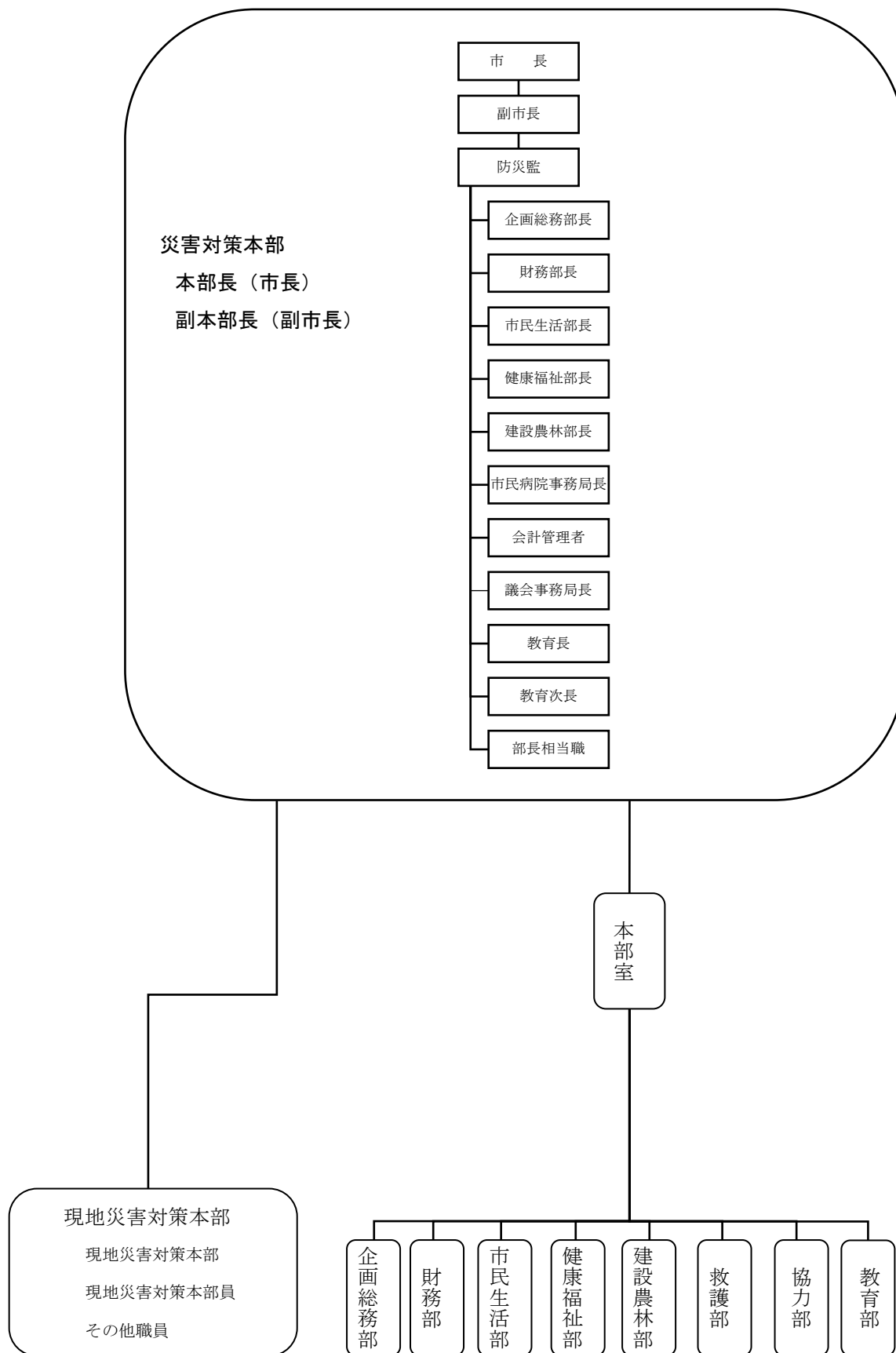
本部長（市長）は、災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、防災会議委員及び関係機関等に通知するとともに、報道機関に発表する。

オ 市長の職務代理

災害対策本部の総括指揮者は本部長（市長）であるが、不在の場合は次の順序による。

第 1 順 位	第 2 順 位
副 市 長	防 災 監

(4) 組織図



*現地災害対策本部は、災害対策本部長が被災現地の状況を把握し、応急対策を迅速かつ的確に実施するために必要と判断した場合に設置する。

(5) 分掌業務

各担当班の分掌業務は次のとおりとする。

本部室又は部名 本部室長及び副本部室長又は 部長及び副部長並びに担当職	班名 班長担当職及び担当課名	分掌概要
本部室 〔 室長 防災監 副室長 危機管理課長 〕	防災班 〔 危機管理課長 危機管理課 総務課 〕	1 本部の設置及び廃止に関すること。 2 本部会議に関すること。 3 被害状況及び被害応急対策実施状況の取りまとめに関すること。 4 配備体制、応急対策その他の本部命令の伝達に関すること。 5 自衛隊その他関係機関への要請に関すること。 6 災害救助法の適用申請に関すること。 7 市議会及び県への報告に関すること。 8 防災会議に関すること。 9 災害用電話連絡の確保に関すること。 10 現地災害対策本部に関すること。 11 災害関連総合相談窓口に関すること。 12 隣保館及び地域施設の被害調査及び災害応急対策の実施に関すること。 13 地域にかかる情報の収集及び連絡に関すること。 14 その他災害応急対策全般の調整に関すること。 15 水防活動に関すること。 16 消防団に関すること。
企画総務部 〔 部長 企画総務部長 副部長 企画広報課長 〕	企画総務班 〔 企画広報課長 企画広報課 定住促進室 〕	1 本部との連絡及び部内の連絡調整に関すること。 2 部内の被害状況及び災害応急対策実施状況の取りまとめに関すること。 3 外国人対策に関すること。 4 西播磨水道企業団との連絡調整に関すること。 5 西はりま消防組合との連絡調整に関すること。 6 国、県関係災害視察者等の連絡に関すること。 7 本部長及び副本部長の被災地視察に関すること。 8 災害功労者のほう賞に関すること。 9 一般見舞客の応接に関すること。 10 応急避難及び警報の伝達に関すること。 11 災害情報の収集及び伝達に関すること。 12 報道機関との連絡及び広報活動に関すること。 13 国県等災害陳情に関すること。 14 部長の特命事項に関すること。
財務部 〔 部長 財務部長 副部長 会計管理者 〕	財務総務班 〔 財政課長 財政課 〕	1 本部との連絡及び部内の連絡調整に関すること。 2 部内の被害状況及び災害応急対策実施状況の取りまとめに関すること。 3 市有財産の被害調査に関すること。 4 工事箇所の防災及び応急対策の指示に関すること。 5 災害用公用自動車の配車及び運行に関すること。 6 災害救助用車両の運行経路に関すること。 7 災害救助用物品の調達に関すること。 8 災害関係費の予算措置に関すること。

本部室又は部名 本部室長及び副本部室長又は 部長及び副部長並びに担当職	班名 班長担当職及び担当課名	分掌概要
	調査班 〔 税務課長 税務課 徴収対策室 〕	1 土地及び家屋の被害調査に関すること。 2 被災者台帳及び被災証明に関すること。 3 災害に関する市税の減免に関すること。
	出納班 〔 出納室長 出納室 〕	1 見舞金及び義援金の収入に関すること。 2 災害費支出の審査及び支払いに関すること。 3 災害対策用物資の検収に関すること。
市民生活部 〔 部長 市民生活部長 副部長 市民課長 〕	市民生活総務班 〔 市民課長 市民課 〕	1 本部との連絡及び部内の連絡調整に関すること。 2 部内の被害状況及び災害応急対策実施状況の取りまとめに関すること。 3 応急救助用食糧の調達及びあっせんに関すること。 4 主食配給の特別措置に関すること。 5 炊き出し箇所の指定及び炊き出し従事者の出勤要請その他炊き出しに関すること。 6 災害に伴う住民の実態把握に関すること。 7 災害に伴う死体埋火葬許可に関すること。 8 部長の特命事項に関すること。
	地域振興班 〔 地域振興課長 地域振興課 〕	1 災害にかかわる市民からの申出の受付と内外に対する連絡に関すること。 2 中小企業者の災害特別融資に関すること。 3 商工業の被害調査及び応急対策に関すること。
	環境班 〔 環境課長 環境課 〕	1 死体の措置に関すること。 2 災害時における清掃に関すること。 3 災害時の防疫に関すること。 4 衛生施設の被害調査及び災害応急対策の実施に関すること。
健康福祉部 〔 部長 健康福祉部長 副部長 社会福祉課長 〕	健康福祉総務班 〔 社会福祉課長 社会福祉課 〕	1 本部との連絡及び部内の連絡調整に関すること。 2 部内の被害状況及び災害対策実施状況の取りまとめに関すること。 3 被災者に対する生活保護に関すること。 4 被災者に対する生業資金、世帯厚生資金等の貸与に関すること。 5 救護活動要員の確保に関すること。 6 部長の特命事項に関すること。
	長寿福祉班 〔 長寿福祉室長 長寿福祉室 子育て元気課 〕	1 災害救援物資及び援護金の配布に関すること。 2 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 医療施設の被害調査及び応急対策に関すること。 4 災害弱者対策に関すること。 5 災害対策用医薬品及び衛生材料の調達及び配布に関すること。 6 健康に係る巡回相談に関すること。 7 災害時における傷病者の看護に関すること。
	看護専門学校班 〔 看護専門学校事務長 看護専門学校 〕	1 看護専門学校の被害調査及び災害応急対策の実施に関すること。 2 看護専門学校が避難所に指定された場合の管理及び連絡に関すること。

本部室又は部名 本部室長及び副本部室長又は 部長及び副部長並びに担当職	班名 班長担当職及び担当課名	分掌概要
建設農林部 〔部長 建設農林部長 副部長 建設管理課長〕	建設農林総務班 〔建設管理課長 建設管理課〕	1 本部との連絡及び部内の連絡調整に関すること。 2 部内の被害状況及び災害対策実施状況の取りまとめに関すること。 3 被災住宅に対する災害特別融資に関すること。 4 下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 5 被災公営住宅の復旧工事に関すること。 6 部長の特命事項に関すること。
	都市整備班 〔都市整備課長 都市整備課〕	1 道路及び橋梁に関する応急対策並びに被害調査に関すること。 2 河川に関する応急対策及び被害調査に関すること。 3 砂防及び地すべりに関する応急対策及び被害調査に関すること。 4 港湾及び海岸に関する応急対策並びに被害調査に関すること。 5 災害時の道路の交通規制及び交通の確保に関すること。 6 非常災害区域内における仮設建築物に関すること。 7 応急仮設住宅の建設及び応急修理に関すること。 8 公園及び街路に関する応急対策及び被害調査に関すること。
	農林水産班 〔農林水産課長 農林水産課〕	1 農林関係の被害調査及び応急対策に関すること。 2 被害農家に対する農業経営維持安定資金の融資及び農業保険金の支払いに関すること。 3 水産及び漁業関係の被害調査及び応急対策に関すること。
救護部 〔部長 市民病院長 副部長 市民病院事務局長〕	救護総務班 〔市民病院総務課長 市民病院事務部門〕	1 本部との連絡及び部内の連絡調整に関すること。 2 部内の被害調査及び災害応急対策の実施に関すること。 3 部長の特命事項に関すること。
	救護班 〔市民病院副院長 市民病院診療部門・看護部門〕	1 災害時における傷病者の応急治療及び看護に関すること。

本部室又は部名 本部室長及び副本部室長又は 部長及び副部長並びに担当職	班名 班長担当職及び担当課名	分掌概要
協力部 〔 部長 議会事務局長 副部長 選挙管理委員会 事務局長 〕	第1協力班 〔 議会事務局次長 議会事務局 〕	1 入浴施設対策に関すること。 2 本部長の特命事項に関すること。
	第2協力班 〔 選挙管理委員会事務局長 選挙管理委員会事務局 〕	
	第3協力班 〔 監査事務局長 監査事務局 〕	
	第4協力班 〔 農業委員会事務局長 農業委員会事務局 〕	
	第5協力班 〔 公平委員会事務局長 公平委員会事務局 〕	
教育部 〔 部長 教育長 副部長 教育次長 〕	庶務班 〔 管理課長 管理課 〕	1 教育部本部及び事務局の設置及び閉鎖に関すること。 2 配備体制その他本部命令の伝達に関すること。 3 気象情報の受信及び伝達に関すること。 4 災害情報の受信及び応急対策の指示に関すること。 5 被害状況及び災害応急対策実施状況の取りまとめに関すること。
		6 本部及び各班の連絡調整に関すること。 7 本部及び関係機関への連絡並びに要請に関すること。 8 災害に関する予算措置に関すること。 9 教育施設の被害状況調査及び応急対策並びに災害復旧に関すること。 10 教育施設を市民の避難場所に提供する件に関すること。 11 その他災害応急対策全般の調整に関すること。
	学校教育班 〔 学校教育課長 学校教育課 〕	1 応急教育実施の予定場所、方法等に関すること。 2 教科書、教材、学用品等被害状況の調査、調達及び配給に関すること。 3 幼児、児童、生徒の被害状況調査及び応急対策に関すること。 4 学校給食施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 5 災害時における学校(幼稚園)の防疫に関すること。 6 被害教職員の調査及び応急対策に関すること。 7 教職員の公務災害に関すること。 8 その他教職員の被害に関すること。
	生涯学習班 〔 生涯学習課長 生涯学習課 〕	1 社会教育施設の被害状況調査に関すること。 2 文化財の被害状況調査及び応急措置に関すること。 3 避難所に指定された場合の管理及び連絡に関すること。
	体育振興班 〔 体育振興課長 体育振興課 〕	1 社会教育施設の被害状況調査に関すること。 2 避難所に指定された場合の管理及び連絡に関すること。

本部室又は部名 本部室長及び副本部室長又は 部長及び副部長並びに担当職	班名 班長担当職及び担当課名	分掌概要
	人権教育推進班 〔人権教育推進室長〕 〔人権教育推進室〕	1 教育集会所の被害状況の調査及び本部への連絡に関すること。 2 避難所に指定された場合の管理及び連絡に関すること。
	市立学校班 〔市立各学校長〕 〔市立各学校教職員〕 市立幼稚園班 〔市立幼稚園長〕 〔市立幼稚園教職員〕	1 幼児、児童、生徒の安全対策に関すること。 2 市立学校校（園）舎の保全及び応急対策に関すること。 3 自校の被害状況の調査及び本部への連絡に関すること。 4 幼児、児童、生徒の被害及び応急対策に関すること。 5 教職員の被害及び応急対策に関すること。 6 避難所の管理及び連絡に関すること。

第2節 動員計画

1 基本方針

災害対策本部を設置する場合及び設置後の職員動員計画を定める。

2 実施主体

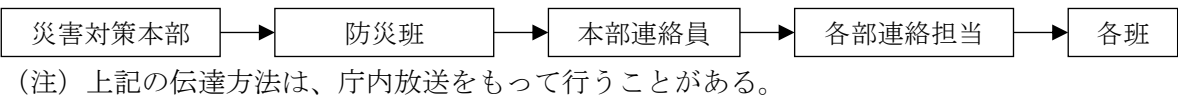
	担 当 班	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	(1) 動員の方法
		(2) 動員の体制

3 取組み内容

(1) 動員の方法

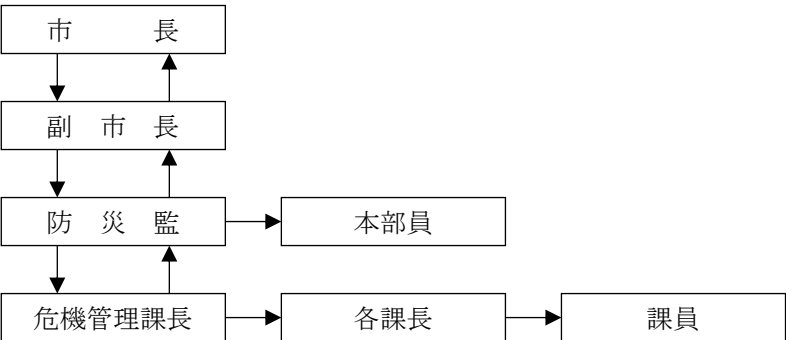
ア 勤務時間内の場合

災害対策本部の配備体制については、本部長の命に基づき、次の順序で伝達することとし、原則として、平常勤務体制で対応することとする。



イ 勤務時間外の場合

突発的に災害が発生し、緊急に職員を動員する必要があるときは、本部長の命に基づき、次の順序で伝達する。



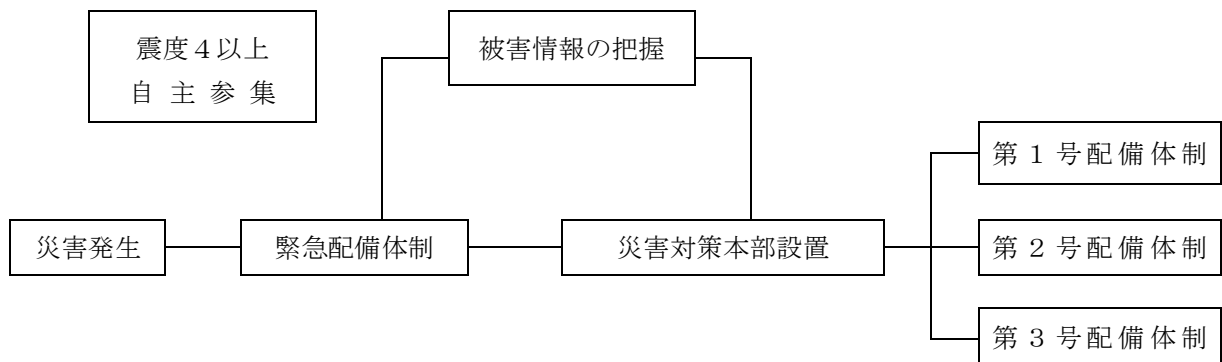
(注) 上記の伝達方法は、電話、携帯電話、メール等最も速やかに行える方法による。

(2) 動員の体制

職員の動員体制は、次のとおりとする。

ア 災害対策本部が未設置のとき

- (ア) 勤務時間中は、平常勤務体制で対応することとする。
- (イ) 勤務時間外において、震度3以下の震度を観測し被害が生じるおそれがあるときは、以下のとおり対応することとする。
 - a 危機管理課職員は登庁し、直ちに被害情報の収集に当たり、必要に応じてこれらの状況を防災監に報告することとする。
 - b 防災監は、直ちに副市長に状況を報告するとともに、災害対策本部の設置及び職員の配備体制等について市長に指示を仰ぐものとする。
 - c 災害対策本部及び関係職員は動員体制に基づいて、速やかに参集できる体制及び災害対策本部員に連絡できる体制を整えることとする。
- (ウ) 勤務時間外において、震度4以上の震度を観測し、被害が生じるおそれがあるときは、以下のとおり対応することとする。



第1号緊急配備体制	市域で震度4を観測した場合、防災班、企画総務班、調査班、建設農林総務班の各職員は配備につき、被害状況調査を行うとともに、災害対策本部設置及び第1号配備体制への準備を行う。
第2号緊急配備体制	市域で震度5弱を観測した場合、防災班、企画総務班、調査班、建設農林総務班の各職員及びその他の班の係長以上職員は配備につき、第2号配備体制への準備を行う。
第3号緊急配備体制	市域で震度6弱以上を観測した場合、全職員が配備につき、第3号配備体制への準備を行う。

- (エ) 動員配備

震度4以上の場合は、緊急配備体制基準に従い、自主参集する。
- (オ) 初期の防災活動の実施

緊急配備要員は、災害対策本部の開設準備、被害状況の把握、避難誘導等の任務を行う。

(カ) 緊急配備体制の解除

災害対策本部の設置により緊急配備体制を解除し、必要な判断を行った後に、それぞれの配備体制に移行する。

イ 災害対策本部が設置されたとき

災害本部における配備体制は、次のとおりとする。

区 分	配備内容	災害の状況	本 部 室 設 置 場 所
第 1 号 配備体制	所属人員のうちからあらかじめ定めた少数（概ね 2 割以内）の人員を設置し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制	① 大規模地震対策特別措置法第 9 条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、市内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため、特に必要があると認められるとき ② 市内で震度 5 弱以下の震度を観測し、又は市内に津波が発生し、小規模の被害が生じたとき	危機 管理課
第 2 号 配備体制	所属人員のうちからあらかじめ定めた概ね 5 割以内の人員を配備し、災害対策に当たる体制	① 市内で震度 5 弱以下の地震を観測し、又は市内に津波が発生し、中規模の被害が生じたとき又は被害が中規模に拡大するおそれがあるとき ② 市内で震度 5 強又は震度 6 弱の地震を観測したとき ③ 「大津波」の被害警報が発表されたとき等、市内に大規模な津波の発生が予想される時	会議室
第 3 号 配備体制	原則として所属人員全員を配備し、災害応急対策に万全を期して当たる体制	① 市内で地震を観測し、又は市内に津波が発生し、大規模な被害が生じたとき又は被害が大規模に拡大するおそれがあるとき ② 市内で震度 6 強以上の地震を観測したとき	会議室

ウ 配備の命令を受けた市職員の行動

- (ア) 原則として、勤務時間の内外を問わず、直ちに各所属で配備に就くこととする。
- (イ) 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、職員自身又は家族の被災等のため配備に就くことができないときは、直ちにその旨を所属長に連絡することとする。
- (ウ) 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、居住地の周辺で大規模な被害が発生し、自主防災組織等による人命救助活動等が実施されているときは、これに参加し、その旨を所属長に連絡することとする。ただし、本部長、副本部長、本部員及び防災班要員については、この限りでない。
- (エ) 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、交通機関の途絶等のため、指定集合場所に赴くことができないときは、次によって災害応急対策に従事することとする。
- a 通信連絡により、所属長又は災害対策本部の指示を受けること。

- b 前記の措置が不可能な場合は、最寄の市施設、指定避難所等に参集することとする。
 ただし、本部長、副本部長、本部員及び防災班要員については、この限りでない。
 (オ) 職員は、参集途上において火災あるいは事故等に遭遇したときは、付近住民と協力し適切な処置をとり、その旨を所属長に連絡することとする。
 (カ) 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、居住地の周辺及び指定集合場所に赴く途中の地域の被害状況等に注視し、これを随時、防災班に連絡することとする。

(4) 災害対策本部班員総括表

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

部	班	職 員 数		
		男	女	合計
本 部 室	防 災 班	9	2	11
企 画 総 務 部	企 画 総 務 班	7	2	9
財 務 部	財 務 総 務 班	8	0	8
	調 査 班	8	6	14
	出 納 班	0	3	3
市 民 生 活 部	市 民 生 活 総 務 班	4	11	15
	地 域 振 興 班	7	1	8
	環 境 班	24	1	25
健 康 福 祉 部	健 康 福 祉 総 務 班	6	3	9
	健 康 介 護 班	3	18	21
	看 護 専 門 学 校 班	3	7	10
建 設 農 林 部	建 設 農 林 総 務 班	5	0	5
	都 市 整 備 班	14	1	15
	農 林 水 産 班	6	1	7
救 護 部	救 護 総 務 班	1	0	1
	救 護 班	5	19	24
協 力 部	第 1 協 力 班	2	0	2
	第 2 協 力 班	2	0	2
	第 3 協 力 班	1	1	2
	第 4 協 力 班	3	1	4
	第 5 協 力 班	1	1	2
教 育 部	庶 務 班	5	0	5
	学 校 教 育 班	3	2	5
	生 涯 学 習 班	5	2	7
	体 育 振 興 班	3	0	3
	人 権 教 育 推 進 班	1	1	2
	市 立 学 校 班	77	95	172
	市 立 幼 稚 園 班	0	19	19
9 部	28 班	213	197	410

- (注) 1 この表の人員中には本部員の数含まないものとする。
 2 部長はあらかじめ班長に指示し、配備体制ごとの班員の出勤区分、連絡先を定めておくものとする。

第3節 情報の収集・伝達

1 基本方針

地震災害は他の自然災害と異なり、あらかじめその発生を予測することが困難であるため、特に災害の発生直後には情報の不足を生ずることが多い。また、大規模な災害発生による通信手段の障害も予想されるが、そのような状態の下で情報は各種応急対策の最も基礎的な資料として、その重要性が極めて高い。したがって、各関係機関は平素から情報・通信体制の習熟に努めるとともに、災害発生時には、その弾力的な運用に努める。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	災 害 対 策 本 部 各 部 各 班 (取りまとめ 防災班(危機管理課))	(1) 地震・津波の発生等に関する情報
		(2) 被災情報等の収集
関係機関	防 災 関 係 機 関	被害情報等の情報交換

3 取組み内容

(1) 地震・津波の発生等に関する情報(大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言等を除く。)

ア 情報の発表機関

(ア) 気象庁(大阪管区气象台・神戸地方气象台)

津波予報及び地震・津波情報は気象庁の各機関から発表される。その概要は、次のとおりである

a 津波予報

地震(小規模なものを除く。)が発生した場合の津波予報は、近畿・中国及び四国地方に対しては大阪管区气象台が行う。ただし、日本の沿岸から 600 km 以遠に発生した地震に対する津波予報は気象庁が行う。

予報の種類	予報略分	解説	発表される津波の高さ
津波注意報	ツナミチュウイ	予想される津波の高さが高いところで 0.2m 以上、1m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m
津波警報	ツナミ	予想される津波の高さが高いところで 1m を超え、3m 以下の場合	3 m
	オオツナミ	予想される津波の高さが高いところで 3m を超える場合	1 0 m 超
			1 0 m
			5 m

(注) 「津波の高さ」とは、当該津波の来襲地域において津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかった場合の潮位（平滑したもの）との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

b 地震及び津波に関する情報

通常の場合の地震及び津波に関する情報発表は気象庁本庁を主体とするもので、大阪管区気象台の連絡報に基づき神戸地方気象台は、県内の一般公衆の利便を増進すると判断した場合に情報を作成・発表する。ただし、通信回線の障害等によって大阪管区気象台の連絡報が受けられない場合や、地震発生後 30 分以内に県内の沿岸に津波の襲来が予想されるような緊急の場合には、神戸地方気象台は独自に情報を発表することがある。

情報の種類・内容は次表のとおりである。

地震及び津波に関する情報の種類

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度 3 以上 (津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・津波警報等発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、※1震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。

推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データを基に、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。

※ 1 次の基準による

- ・その地震による最大震度が「震度 6 弱以上」→「震度 5 弱以上」を観測した市町村名を発表
- ・その地震による最大震度が「震度 5 強又は 5 弱」→「震度 4 以上」を観測した市町村名を発表
- ・その地震による最大震度が「震度 4 又は 3」→「震度 3 以上」を観測した市町村名を発表

（出所：気象庁地震津波業務規則）

	情報の種類	情報の内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを 5 段階の数値（メートル単位）または 2 種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（※ 1）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第 1 波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

（※ 2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第 1 波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第 1 波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。ただし、沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。

また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表し、津波が到達中であることを伝える。

震度階級表

計測震度	階級	参考事項
	0	人は揺れを感じない。
0.5		
	1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。
1.5		
	2	屋内にいる人の多くが揺れを感じ、眠っている人の一部が目覚めます。電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。
2.5		
	3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じ、恐怖感を覚える人もいる。棚にある食器類が、音を立てることがある。電線が少し揺れる。
3.5		
	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
4.5		
	5 弱	多くの人が身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。耐震性の低い木造住宅では、壁や柱が破損するものがある。安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。[停電する家庭もある。] 軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
5.0		
	5 強	非常な恐怖を感じ、多くの人が行動に支障を感じる。棚にある食器類の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンス等重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。耐震性の低い木造住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。[一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。] 軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
5.5		
	6 弱	立っていることが困難になる。固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。耐震性の低い木造住宅では倒壊するものがある。耐震性の低い鉄筋コンクリート造建物では、壁や柱が破壊するものがある。耐震性の高い鉄筋コンクリート建物でも壁、梁(はり)、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。[一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。] 地割れや山崩れなどが発生することがある。
6.0		
	6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。多くの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。耐震性の低い木造住宅では倒壊するものが多い。耐震性の高い木造住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。耐震性の低い鉄筋コンクリート造建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い鉄筋コンクリート建物でも、壁、柱が破壊するものがある。家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。[一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。] 地割れや山崩れなどが発生することがある。
6.5		
	7	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。ほとんどの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。耐震性の高い木造建物、鉄筋コンクリート建物でも大きく破損するものがある。広い地域で電気、水道の供給が停止する。大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。

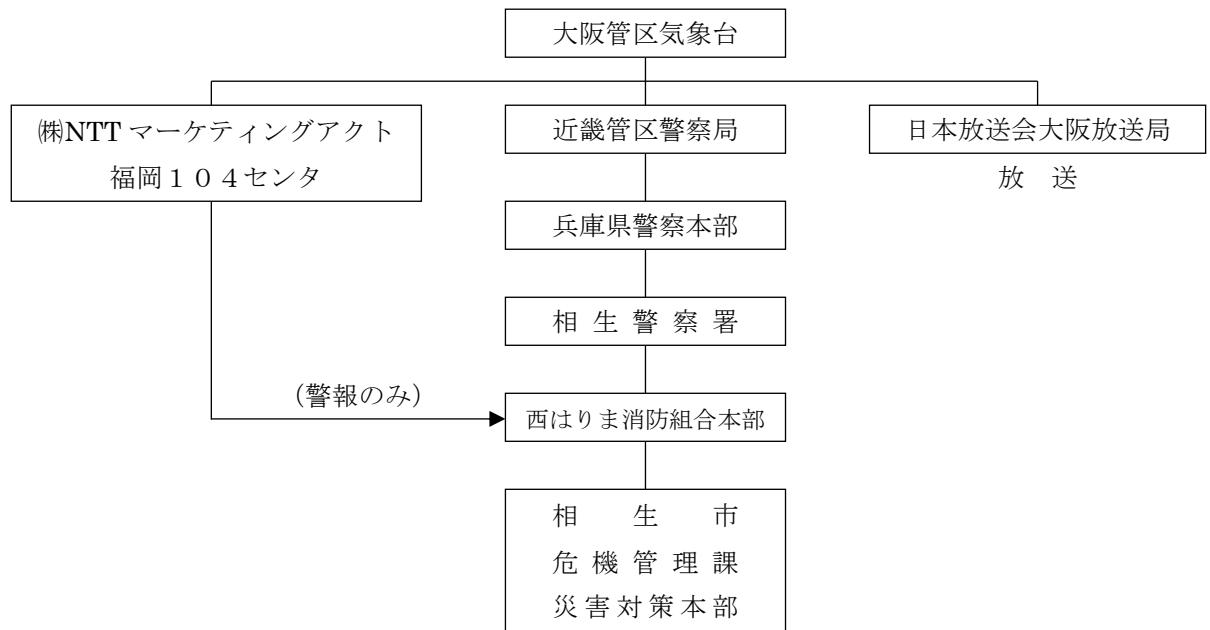
(平成 21 年 3 月実施気象庁震度階級表)

イ 情報の伝達

(ア) 津波予報の伝達と津波監視

休日、夜間等時間外の地震情報の収集、伝達については本部事務局が収集するとともに速やかに関係各部へ伝達する。情報を受けた関係各部の職員は直ちに参集し、地震情報等の収集、伝達等に当たる。

a 津波警報・注意報の伝達系統



※西日本電信電話㈱の伝達経路は、津波警報及び津波警報解除についてのみ伝達がある。

b 津波監視

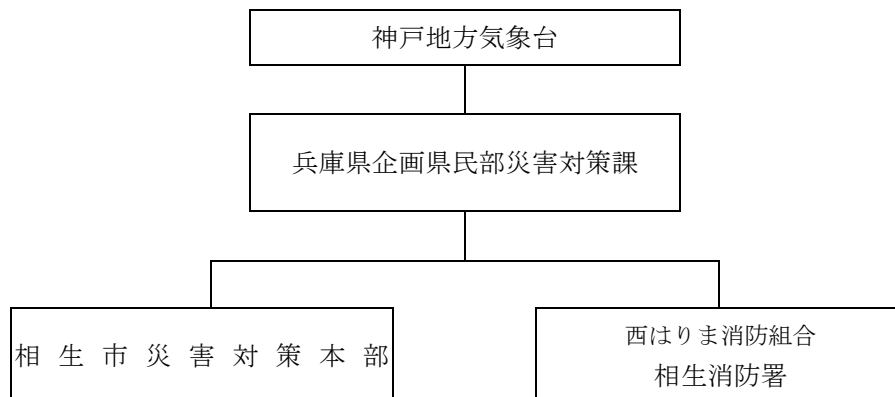
気象庁（大阪管区気象台）の行う津波予報は、地震発生後速やかに発表されることになっているが、近地の地震による津波については、津波予報を受ける余裕のない場合も考えられる。したがって、震度4以上の地震を感じた場合、直ちに次の措置をとる。

(a) 市においては、地震及び津波に関する情報をテレビ、ラジオ等より入手するよう努める。

(b) 消防団（第1分団及び第8分団）においては、海面監視等沿岸警戒に当たる。

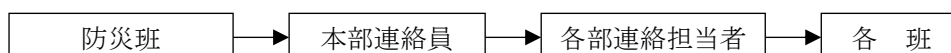
(イ) 地震及び津波に関する情報伝達系統

地震及び津波に関する情報は、次の経路で伝達される。

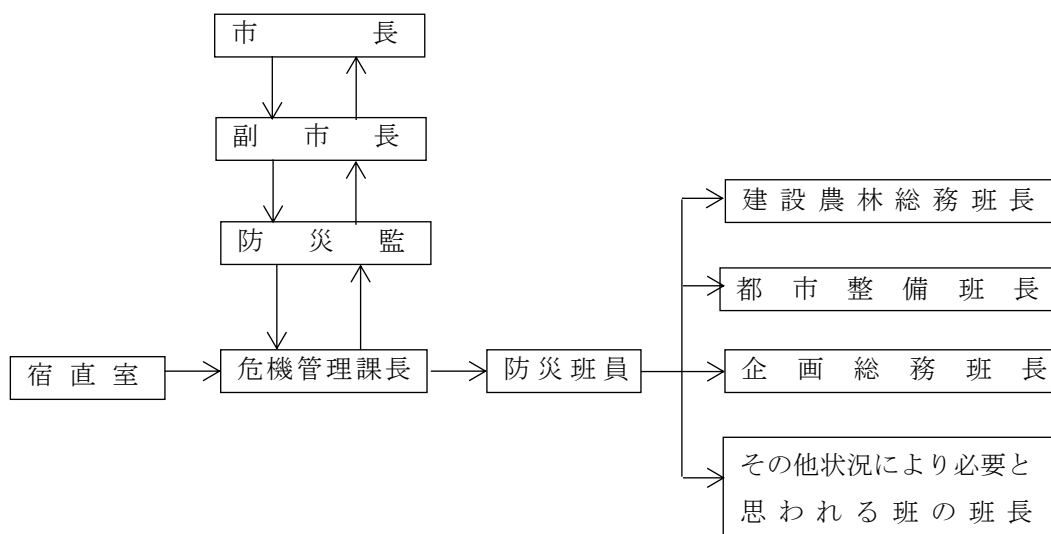


(ウ) 内部の伝達系統

a 勤務時間内の場合



b 勤務時間外の場合

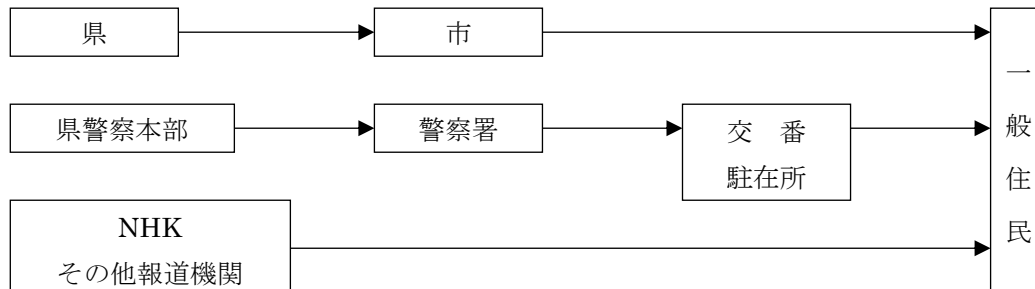


※1 津波に関する情報の場合、「津波警報」が発表された場合に、上記系統により伝達するものとする。

2 防災班員から連絡を受けた各班長は、各部長に報告するとともに、必要に応じて所属班員に連絡するものとする。

(エ) 住民への周知徹底

市は、防災行政無線、有線放送、携帯電話、ホームページ、戸別訪問等あらゆる手段を用いて、気象予警報の伝達を徹底する。



ウ 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の措置

災害が発生するおそれのある異常現象（津波、異常潮位等）を発見した者は、次の方法により関係機関に通報することとする。

（ア） 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちに市長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。

（イ） 警察官、海上保安官等の通報

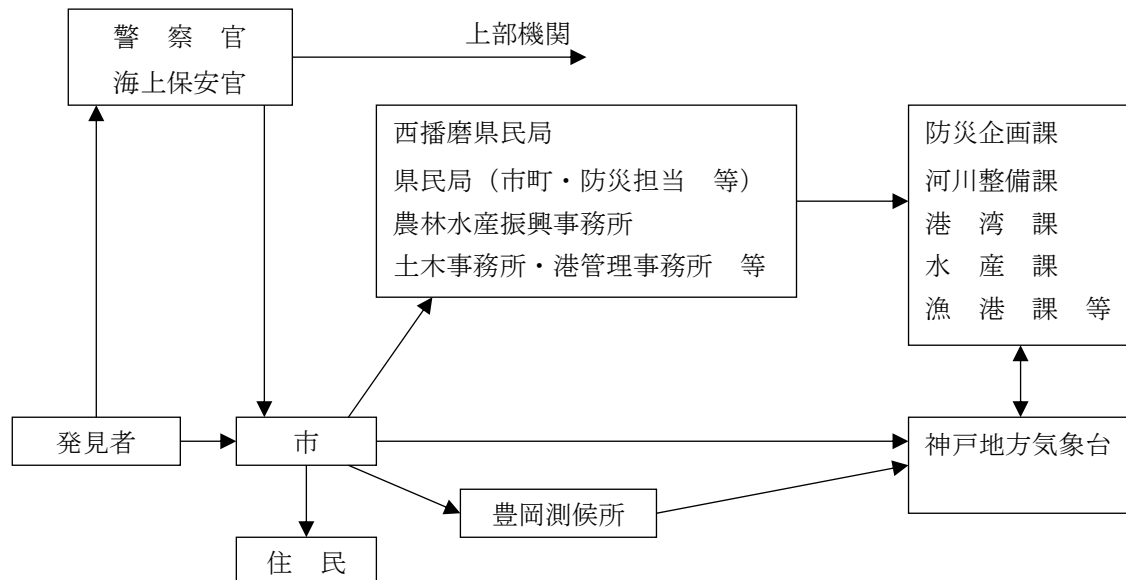
通報を受けた警察官又は海上保安官は、直ちに市長及び上部機関に通報する。

（ウ） 市長の通報

（ア）（イ）により通報を受けた市長は、直ちに神戸地方気象台及び県地方機関に通報するとともに、住民に対し周知徹底を図る。

（エ） 県地方機関の通報

（ウ）により通報を受けた県（地方機関）は、直ちに県（本庁関係各課）に通報する。

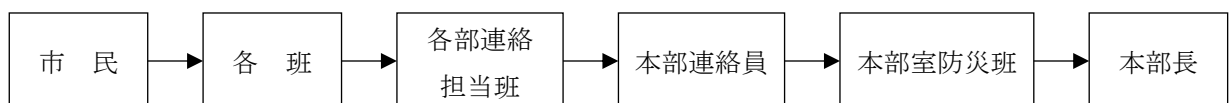


（２）被災情報等の収集

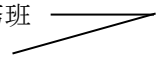
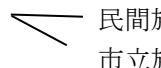
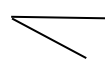
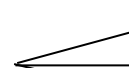
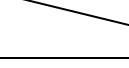
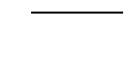
ア 被害状況の収集

被害状況の収集については、各部においてそれぞれ収集したものを防災班において取りまとめるものとする。

なお、夜間、勤務時間外等における災害発生時の第１報は、職員の参集途上における被害状況の概略把握結果により整理する。



イ 被害状況の収集

部	調査事項	調査（報告）系統
本部室	取りまとめ	防災班 — 各部総務班 — 各班
企画総務部	1 防災関係機関の被害状況調査	企画総務班 — 関係機関
財務部	1 市有財産の被害調査 2 人、住家の被害調査	財務総務班 調査班  市民
市民生活部	1 市民の被害状況調査 2 商工関係の被害調査 3 環境衛生施設の被害調査	市民生活総務班  市 民 調査班 地域振興班  市民 商工施設 環境班  民間施設 市立施設
健康福祉部	1 社会福祉施設の被害調査 2 医療施設の被害調査	長寿福祉班  社会福祉施設 市内病院・診療所
建設農林部	1 土木関係の被害調査 2 建築関係（住宅）の被害調査 3 農林・水産関係の被害調査 4 下水道施設の被害調査	建設農林総務班  市 民 調査班 農林水産班  市 民  市立施設  民間施設
救 護 部	医療施設（市民病院）の被害調査	救護総務班 — 市民病院
教 育 部	教育関係施設の被害調査	教育部庶務班  各幼稚園  各学校  その他教育施設

ウ 報告基準

市は、以下の種類の災害が生じたときは、県に災害情報を報告することとする。

- (ア) 災害救助法の適用基準に合致する災害
- (イ) 災害対策本部を設置した災害
- (ウ) 自らの市内の被害は軽微であっても、隣接する他県の市町村で大きな被害を生じている災害
- (エ) 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害
- (オ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害（当該市の区域内で震度４以上を記録した地震又は当該市町の区域内に被害を生じた地震を指す。）
- (カ) （ア）又は（イ）に定める災害になるおそれのある災害

被害状況の調査、報告の要領等

様式等については、相生市地域防災計画（資料編）『第４節 様式』を参照。

市は、次のような内容の情報について、担当部と協力して迅速かつ的確な情報把握に努める。

No	情 報	担当部	情報提供機関	初動期災害情報内容	通信手段
1	消防情報	本部室 企画総務部	各消防団、西はりま 消防組合	浸水状況、がけ崩れ、 危険物漏洩、火災・延 焼、救急・救助、死傷 者等の概括	電話、携帯電話、県災害対 応総合情報ネットワーク システム（フェニックス 防災システム）、消防無線
2	警察情報	本部室	兵庫県警察本部、各 警察署	けが人、生き埋め、死 傷者等の概括	電話、携帯電話、県災害対 応総合情報ネットワーク システム（フェニックス 防災システム）、警察無線
		建設農林部		道路交通規制状況	
3	ヘリコプター情 報	本部室	兵庫県企画県民部 災害対策局災害対策 課、兵庫県警察本部、 陸上自衛隊	被災状況の概要全般	電話、携帯電話、県災害対 応総合情報ネットワーク システム（フェニックス 防災システム）、自衛隊無 線
4	道路河川等情報	建設農林部	近畿地方整備局、光 都土木事務所	道路・橋りょう・河川 等の被害状況	電話、携帯電話、県災害対 応総合情報ネットワーク システム（フェニックス防 災システム）
5	職員参集時情報	本部室	各参集場所（市役所、 出先機関、避難所）	浸水状況、がけ崩れ、 倒壊建物・火災被害、 避難等の住民行動、避 難所開設状況	電話、携帯電話
6	出先機関情報	関係各部	出先機関	出先機関等からの被害 状況、対応状況等の情 報	電話、携帯電話
7	学校関係情報	教育部	各小学校、中学校	児童、生徒の安全と避 難	電話、携帯電話
8	ライフライン 情報	本部室	関西電力㈱、西日本 電信電話㈱	電気、電話等の被害情 報と復旧情報	電話、携帯電話、県 災害対応総合情報 ネットワークシス テム（フェニックス 防災システム）
		企画総務部 建設農林部	上下水道課各係	水道、下水道等の被害 情報と復旧情報	
9	交通機関情報	本部室	西日本旅客鉄道㈱、 ㈱ウエスト神姫	電車、バス等公共交通 機関の被害情報と復旧 情報	電話、携帯電話
10	タクシー無線情 報	本部室		走行中のタクシーが収 集した市内の被害状況	電話、携帯電話

No	情 報	担当部	情報提供機関	初動期災害情報内容	通信手段
11	情報部の集約情報	本部室	関係各部	被害状況全般	電話、携帯電話
12	本庁舎	財務部	関係各部	本庁舎被害状況	電話、携帯電話
13	福祉情報	健康福祉部	各福祉施設	建物、入居者の安全と避難	電話、携帯電話
14	商工情報	市民生活部	商工会、商工団体等	商工業・観光関係被害	電話、携帯電話
15	農林業情報	建設農林部	農協、農林業団体等	農林業被害	電話、携帯電話

オ 災害情報の伝達手段

- (ア) 市は、あらかじめ県が指定する時間ごとに市域の災害情報を取りまとめ、防災端末に入力する。
- (イ) 市は、災害情報を報告する際に、必要に応じて有線若しくは無線電話又はファクシミリ等も活用する。
- (ウ) 有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系・地上系）、西日本電信電話株式会社災害対策用無線、警察無線等の無線通信施設等を利用することとする。
必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保することとする。
- (エ) 全ての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努めることとする。

カ 防災関係機関との連携

市は、消防、警察、県災害対策本部、自衛隊等の関係機関との相互の情報交換を図ることとする。

- (ア) 主な情報交換事項
- 被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動の状況
 - 交通機関の運行状況及び交通規制の状況
 - 犯罪の防止に関し、講じた措置

キ 災害対策本部における取りまとめ

災害対策本部本部室における被害状況の取りまとめについては、規模等により異なるが概ね次により取りまとめるものとする。

- (ア) 被害状況
- 取りまとめの時期及び回数
原則として災害対策本部設置期間中毎日1回（午後5時現在のもの）取りまとめる。
 - 取りまとめ事項の内容
被害状況報告様式により、取りまとめる。
- (イ) 災害速報
- 速報を行う場合
災害対策本部を設置して対処しなければならない程度・規模の災害が発生した場合、

災害速報を行うものとする。

b 速報を行う時点

災害が発生するおそれがある時点から、災害の終息が見極められるまでの間、逐時必要に応じ災害速報を行うものとする。

c 速報事項

別紙の様式により行うものとする。(ただし、様式に掲げる事項中、1項目でも2項目でも状況を把握し、かつ、その内容が重要と判断されるときは、その都度行うものとする。)

様式等については、相生市地域防災計画(資料編)『第4節 様式』を参照。

ク 報告内容

(ア) 緊急報告

原則として防災端末(事務所被害報告の機能を活用)により報告することとする。

報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表される情報である必要はない。また、緊急の場合には口頭報告で差し支えないこととする。

また、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防への通報(電話・来庁を問わない。)が殺到した場合、直ちに消防庁、県(災害対策本部、地方本部経由)それぞれに対し報告することとする。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告することとする。

報告内容は、必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足することとする。報告は様式にこだわらず、原則として防災端末又はそれによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。

市は、地震が発生し当該市の区域内で震度5強以上を記録した場合、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告することとする。

(イ) 災害概況即報

市は、報告すべき災害を覚知したとき直ちに第一報を県(災害対策本部、地方本部経由)に報告し、災害の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況、建築物の被害状況及び土砂災害等の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、[災害概況即報]の様式により把握できた範囲から逐次、県(災害対策本部、地方本部経由)へ連絡することとする。

特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県(災害対策本部、地方本部経由)へ報告することとする。

災害規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できるなんらかの情報で足りることとする。至急の報告は様式にこだわらず、原則として防災端末又はそれによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。

(ウ) 被害状況即報

市は、被害状況に関する情報を収集し、原則として防災端末又はそれによりがたい場合は衛星通信やファクシミリ等最も迅速な方法で、〔被害状況即報〕の様式により、県（災害対策本部、地方本部経由）に報告することとする。

(エ) 災害確定報告

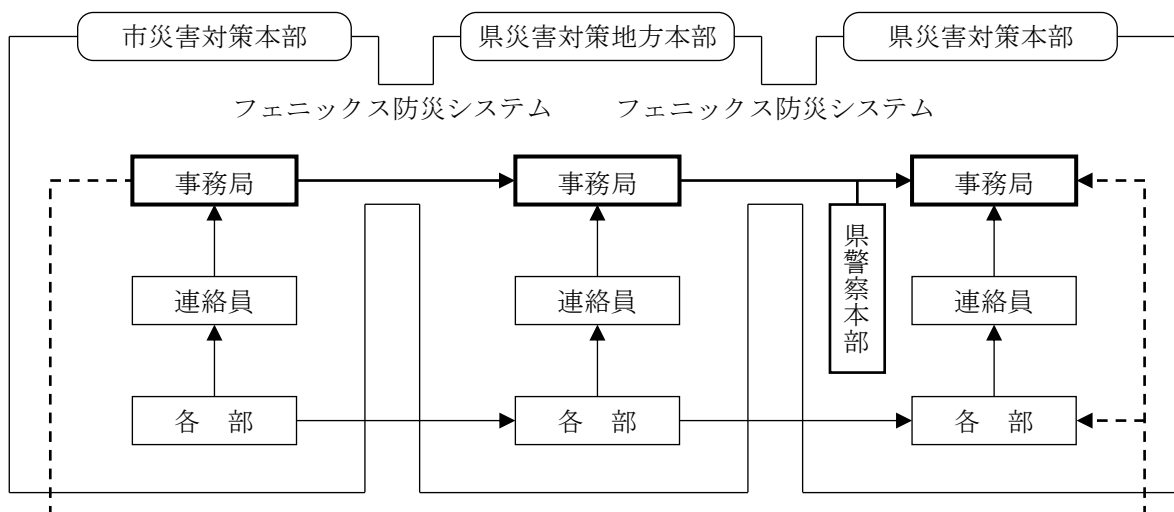
市は、応急措置完了後、速やかに県（災害対策本部、地方本部経由）に文書で災害確定報告を行うこととする。

(オ) その他本計画に定めるほか、災害に関する報告事項については、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により行うこととする。

ケ 報告ルート

(ア) 県に対する報告

災害情報の報告は、災害の発生を覚知したときは、速やかにフェニックス防災システムへの入力により行う。状況により有線、無線、ファックス、テレビ電話等で、最も迅速かつ確実な手段を使用する。有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク、西日本電信電話(株)災害対策用無線、警察無線等の無線通信施設等を利用する。また、必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保する。全ての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして伝達するよう努める。



- (注) 1 緊急を要する場合については……線の伝達経路によることがある。
2 県地方機関の所管に属さない事項については、本部において定める伝達経路による。
3 本部が設置されない場合も上図に準ずる。

県の報告先	企画県民部 災害対策局 災害対策課	NTT 回線 TEL 078-362-9988 FAX 078-362-9911 県衛星通信ネットワーク TEL 発信特番7-151-3140 FAX 発信特番7-151-6380
	西播磨県民局 総務企画室 総務防災課	NTT 回線 TEL 0791-58-2112 FAX 0791-58-2161 県衛星通信ネットワーク TEL 発信特番 7-189-1124 FAX 発信特番 7-189-630

(イ) 国に対する報告

被害状況の国に対する報告は、県を通じて行うことを原則とするが、市と県との通信途絶等により、県への報告ができない場合には、次のとおり消防庁に報告する。ただし、市と県との間の通信が復旧した場合には、県を通じた通常の報告ルートに復帰するものとする。

国の報告先	勤務時間内 (9:30~17:45) 消防庁 応急対策室	NTT 回線 TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537 消防防災無線 TEL 7527 FAX 7537 地域衛星ネットワーク TEL 発信特番-048-500-7527 FAX 発信特番-048-500-7537
	勤務時間外 消防庁宿直室	NTT 回線 TEL 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553 消防防災無線 TEL 7782 FAX 7789 地域衛星ネットワーク TEL 発信特番-048-500-7782 FAX 発信特番-048-500-7789

コ 非常災害の場合の情報収集及び報告

市長（本部長）は自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、国及び県に対し、迅速に当該情報の報告に努める。

サ 応急対策実施状況の収集等

(ア) 災害発生に伴う応急対策実施状況の収集は、「ア 被害状況の収集」の方法により行うものとする。

(イ) 応急対策等の指示伝達及び調整

災害発生に伴う応急対策に関する必要な指示伝達は、「ア 被害状況の収集」の系統により行うものとする。ただし、各部の間において連絡調整を行う必要が生じたときは、直ちに本部会議を開催し、その決定に基づき、市長（本部長）から関係機関に指示伝達を行うものとする。

シ 通信回線障害時の対応

大規模な地震災害の発生に際しては通信回線の障害等により、被災情報の報告・連絡が困難になることが予想される。そのような場合に、市災害対策本部は、次の手段により積極的に状況の把握に努めるものとする。

(ア) NTT西日本の協力を求め、一般加入電話のふくそう時には非常電話・緊急電話の活用を図ることにより、防災関係機関との連絡の確保を図る。なお、災害対策本部において非常電話・緊急電話として登録する電話番号は、23-7126～23-7130 までの5回線とする。

(イ) 無線通信網を設置している各機関の協力を求めて被災状況等の把握に努める。

(ウ) アマチュア無線局等への依頼

災害の状況により、市内のアマチュア無線局等に協力を依頼する。

名 称	周波数等	電話番号
相生アマチュア無線クラブ	145.64MHZ	代表者 (22)7750

(エ) 市災害対策本部からの職員の派遣

(3) 災害時の通信手段の確保

市は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、県に支障が生じた施設の復旧を要請することとする。

ア フェニックス防災システム

フェニックス防災システムは、主な県関係機関を兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN専用回線、衛星回線で結んでいるほか、市町・消防本部との間をISDN、衛星回線で二重化する等の対策を講じていることから、災害報告、支援要請等の連絡に活用する。

イ 兵庫衛星通信ネットワーク

(ア) 衛星系

市は、被災、ふくそう等により公衆回線網・専用線が使用できない場合には、兵庫衛

星通信ネットワーク（衛星系）を使用して関係機関との通信を確保する。

（イ） 地上系

被災等により衛星系システムが使用できない場合には、地上系システムにより通信の確保を図ることとする。

ウ 通信事業者回線等

市は、NTT西日本等通信事業者の回線等について、専用線の使用等により、ふくそうの防止に配慮しつつ、災害時の通信手段として効果的な活用を図る。

（ア） 災害時優先電話

市は、災害時に優先接続される「災害時優先電話」をあらかじめ登録し、災害時の緊急連絡等に活用する。

（イ） 非常通話、緊急通話

市は、必要により、応急対策に著しい支障が生じる場合には、災害時優先電話を利用し、非常・緊急通話手段を確保する。

（ウ） 携帯電話の活用

市は、応急復旧等により携帯電話が使える場合は、緊急時の連絡手段として確保し活用する。

エ 無線系通信

（ア） NTT西日本無線通信設備等

市は、NTT西日本の無線通信設備等の活用を図る。

a 防災相互無線の活用

市は県と協力し、防災関係機関に防災相互無線局の整備を図る。

b 移動無線局の活用

市は県とともに、移動無線局保有の機関に対し、有線電話途絶区間に出動を要請し、通信連絡の確保を図る。

（４）被災者支援のための情報の収集・活用

市は、円滑な被災者支援のための情報の収集及び活用を行う。

ア 住民からの問い合わせに対する回答

市は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図ることとする。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行うこととする。また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めることとする。この場合において、市は、安否情報の適切な提供の

ために必要と認めるときは、消防、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努めることとする。

イ 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めることとする。

【被災者台帳に記載する事項】

- ・氏名 ・生年月日 ・性別
- ・住所又は居住
- ・住家の被害その他市長が定める種類の被害状況
- ・援護の実施状況
- ・要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ・電話番号その他の連絡先
- ・世帯構成
- ・り災証明書の交付状況
- ・市長が台帳情報を当該市町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- ・前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及び日時
- ・被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

ウ り災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付することとする。

第4節 自衛隊への派遣要請

基本方針

市の対応能力を超えた大規模な災害が発生した場合は、自衛隊に対し、速やかに応援を要請し、住民の生命、身体及び財産の確保について万全の措置をとる必要がある。迅速かつ効果的に応援活動を受けられるよう、応援要請の方法、手続、応援部隊の受入れを実施する。

本節については、『第3編第1部第2章第4節 自衛隊の派遣要請』を準用する。

第5節 防災関係機関等との連携

基本方針

市の対応能力を超えた大規模な災害が発生した場合は、市は近隣市町・県・国をはじめ、防災関係機関・団体等に対し速やかに応援を要請し、住民の生命、身体及び財産の確保について万全の措置をとる必要がある。迅速かつ効果的に応援活動を受けられるよう、応援要請の方法、手続、応援部隊の受入れを実施する。

本節については、『第3編第1部第2章第5節 防災関係機関等との連携』を準用する。

第6節 災害救助法の適用

基本方針

災害により、市域の被害が災害救助法の適用基準に該当する場合は、同法の適用を受けて必要な救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

本節については、『第3編第1部第2章第6節 災害救助法の適用』を準用する。

第3章 円滑な災害応急活動の展開

第1節 消防活動計画

1 基本方針

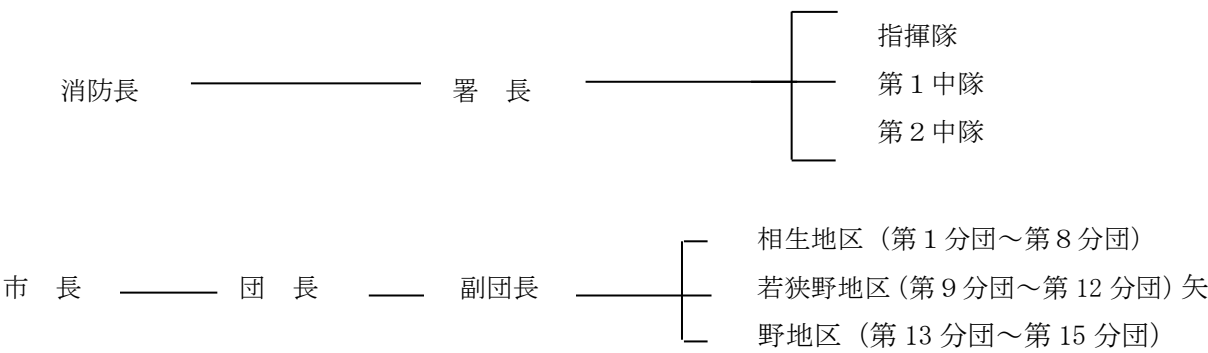
消防機関は、火災等の事故が発生した場合、迅速に活動体制を整え、総力をあげて火災防ぎょ活動、避難誘導、救助救急等の応急対策活動に取り組み、災害の鎮圧及び被害の拡大防止を図る。また、火災警報が発令された場合は、住民に火災の危険性について周知し、火災の発生予防に努める。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	防災班（危機管理課、総務課）	（１）出動体制
		（２）応急活動態勢の確立
		（３）地震発生時に行う消防活動及び水利確保の基本方針
関係機関	西はりま消防組合相生消防署 消 防 団	消火活動、消防応援部隊の要請・運用、災害情報の収集伝達、警戒・広報活動、救出・救護活動、避難誘導等

3 取組み内容

（１）出動体制



(2) 応急活動態勢の確立

地震が突発的に発生した場合の配備態勢

ア 第1非常配備態勢

震度4の地震が発生した時、本部職員は自主参集。

イ 第2非常配備態勢

(ア) 市対策本部が設置された場合及び震度5弱又は5強の地震が発生した時は全本部職員を召集。

(イ) 災害状況により団長が必要と判断したとき。

ウ 分団管轄区域

分 団 名	管 轄 区 域
第1分団	相生・大谷・川原町
第2分団	旭・大島町
第3分団	那波本町・東本町・南本町・西本町・大浜町
第4分団	陸本町・栄町・垣内町・本郷町・大石町・菅原町・ひかりが丘
第5分団	古池・双葉・向陽台・那波野・赤坂
第6分団	池之内・汐見台・山手
第7分団	佐方・千尋町・山崎町・西谷町
第8分団	野瀬・鰯浜・葛ヶ浜・坪根
第9分団	緑ヶ丘・青葉台・竜泉町
第10分団	上松・入野・鶴亀・東後明・西後明
第11分団	野々・八洞・出・寺田
第12分団	若狭野・福井・下土井・雨内
第13分団	真広・下田・二木・小河・上土井
第14分団	瓜生・上・菅谷
第15分団	榊・釜出・金坂・中野・森・能下

（３）地震発生時に行う消防活動及び水利確保の基本方針

阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）でも見られたように、人命に対する多様な危険現象が発生し、建物の倒壊等一次災害から被害を増幅する二次的災害である火災発生が考えられる。

したがって、地震時における火災に対する初期消火が重要となることから、住民に対して、出火防止、初期消火の徹底を図る必要があるため、各家庭での消火器の普及や、自主防災組織体制の確立を図り、訓練等を実施することで、出火防止、初期消火に努める。また、消防団の早期出動態勢を図り、火災を鎮圧する。火災が同時多発し、延焼拡大した場合においては、第一に人命の安全確保を優先とし、避難場所、避難路の延焼防止等、消防力の効果的な配備に努める。

また、災害発生時における消防職員、団員の召集及び出動は、消防本部から指示するところにより、次の区分に従って行うものとする。

平 常 時	消防長、署長、勤務中の職員、消防団長、副団長、災害発生地区管轄分団員		
出 動 区 分	災 害 発 生 地 区		
	相生（１～８分団）	若狹野（９～１２分団）	矢野（１３～１５分団）
第１次出動	第１～４分団	第９～１２分団	第１３～１５分団
第２次出動	第５～８分団	第１３～１５分団	第９～１２分団
	全 職 員		
第３次出動	全 団 員		

ア 救急救助活動

震災時には、建物の倒壊等短時間に多数の死傷者が発生することから、通常の出動態勢では対応できないことが予想され、迅速かつ適切な救急救助活動を実施することが重視されることから、医療機関、医師会、日赤、警察等関係機関の協力の下、消防職員、団員により、災害及び事故の拡大防止を図り、要救助者の検索、救出を行うとともに避難誘導する。さらに、救護所の設置、傷病者の応急処置及び医療機関への搬送、情報の収集、広報を行い適切な応急救助活動を実施する。

イ 消防水利の確保

震災時には、消火栓・防火水槽等が使用不可能となることが考えられるため、耐震性防火水槽の設置及び自然水利（井戸、池、プール等）の把握、また、海水を利用した消火活動を実施する。

ウ 樋門等の閉鎖

震災時には、津波による被害の拡大が考えられるため、別途作成するマニュアルに基づき港湾施設等の樋門、陸閘を閉鎖する。

エ 避難対策活動

震災時には、二次的災害である火災が同時多発し延焼拡大する。危険物施設の火災が発生した場合、住民の安全を守るため、避難勧告・指示の伝達、障害物除去等による避難路の確保を実施する。

津波からの高齢者、身体障害者、病人等の避難誘導については、平素から地域に密着している消防団が中心となり実施するとともに、地域住民による自主防災組織体制の確立を図り、協力し避難する必要がある。

なお、人命危険が切迫しているときは、活動中の消防隊により直接避難勧告・指示を行う。避難勧告・指示の伝達方法は、防災行政無線、携帯マイク等とする。また、有線使用可能時（若狭野・矢野）には、有線放送による伝達とするが、さらに、迅速かつ的確な伝達方法について検討を行うものとする。

オ 情報の収集、伝達と広報

地震、津波による人的被害（救助の状況）、建築物の倒壊状況及び火災の状況等の被害状況の収集のため、消防職員、団員による情報収集を行うとともに、住民の安全確保を図るための広報を行う。

カ 応援要請

地震、津波発生時には、被害が広範囲にわたり、現有消防力のみでは対応が困難となると予想される。また、多種多様な被害形態となるため、ヘリコプター、特殊な資機材、消火・救助隊の派遣等が必要となるため、状況に応じて下表のとおり消防相互応援協定に基づき応援を要請する。

消防相互応援協定の締結状況

協定名称	締 結 年 月 日	協定市町等
兵庫県広域 消防相互応援協定	昭和 63 年 8 月 1 日	県下の市町及び組合消防本部
船舶火災の消火等 に関する業務協定	平成 23 年 3 月 29 日	姫路海上保安部

第2節 水防計画

1 基本方針

地震により、市域にかかる海岸、河川、溜池堤防の損壊、山・崖崩れ等の発生、あるいは津波の発生に伴う洪水に対して、相生市水防計画の定めるところによるほか、この計画に定めるところにより水防活動を実施する。

2 実施主体

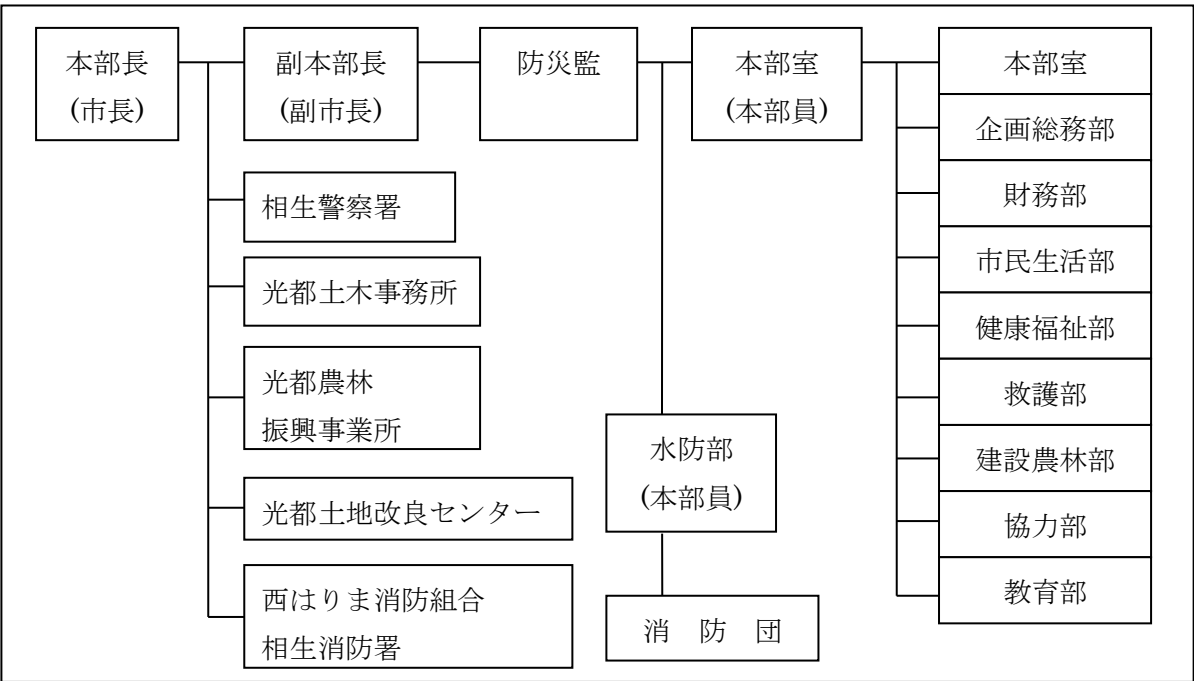
	担 当 班	項 目
市 担 当	防災班 企画総務班	(1) 水防組織 (2) 施設等の監視 (3) 応急対策
関係機関	水防部（消防団）	重要水防箇所の監視及び報告 危険箇所の応急水防作業
	光 都 土 木 事 務 所	所管する河川等の監視及び警戒 所管する河川等の応急復旧
	自 衛 隊	災害派遣要請に基づく水防活動

3 取組み内容

(1) 水防組織

水防本部の事務局は、相生市企画総務部危機管理課におき、水防本部の組織は次のとおりとする。

水防本部組織



a 本部室の本部員

- (a) 各部長・部長相当職
- (b) 会計管理者
- (c) 議会事務局長
- (d) 市民病院事務局長
- (e) 教育長・教育次長

b 水防部の本部員

- (a) 消防団長・消防副団長

(イ) 本部室及び各部には次のとおり班を置き、各部長の命により、市地域防災計画に定める組織計画に準じた事務分掌に当たる。

本 部 室……………防災班

企画総務部……………企画総務班

財 務 部……………財務総務班、調査班、出納班

市民生活部……………市民生活総務班、地域振興班、環境班

健康福祉部……………社会福祉総務班、健康介護班、看護専門学校班

建設農林部……………建設農林総務班、都市整備班、農林水産班

救 護 部……………救護総務班、救護班

協 力 部……………第1協力班、第2協力班、第3協力班、第4協力班、第5協力班

教 育 部……………庶務班、学校教育班、生涯学習班、人権教育推進班、

体育振興班、市立学校班、市立幼稚園班

水 防 部……………消防団

(2) 施設等の監視

ア 水門又は樋門及び溜池の監視

(ア) 防災監は、水防本部長から水防警報等の通知を受けたときは、消防団長を経て直ちに各河川の水防受持区域の分団長に対し、その通知を連絡し、必要団員に河川及び水門、樋門等の巡視を行うよう指示する。

(イ) 各分団長は、洪水等予報の通知を受けたときは、随時、水防受持区域の水門、樋門の点検を行い、また、水位の監視をし、消防団長を経て直ちに防災監に報告する。溜池の管理者は堤防及び工作物の点検を行い、操作に支障のないようにする。

(ウ) 各分団長は、水門、樋門、堤防及び水位に異常を発見した場合は、警戒操作に当たり、状況を消防団長を経て直ちに連絡する。

また、溜池管理者においても堤防及び工作物に異常を感じた場合は、本部長に報告する。

イ 排水ポンプ

排水ポンプ場の管理者は、施設を点検し操作を行ったときは本部に連絡する。

ウ 水防上影響のある工事の監視

地震時、工事施行者は工事中の箇所について監視を行い、危険箇所の発見したとき又は危険が予想されるときは本部に連絡し、必要な措置を講じなければならない。

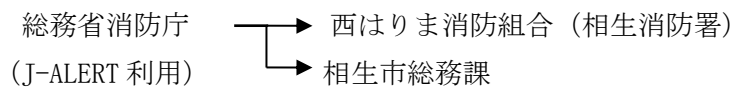
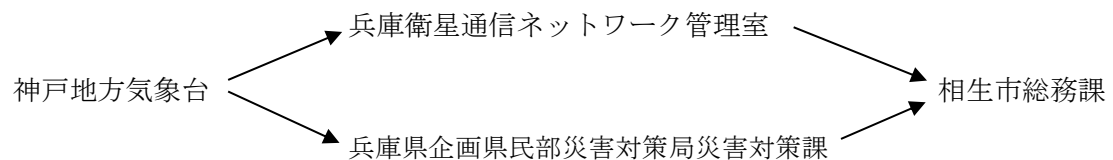
(3) 応急対策

大規模な地震発生に際しては、直ちに地域内の河川、海岸、溜池等を巡視し、水防上危険な箇所を発見した時は必要な措置を講じる。

ア 水防に関する連絡系統別連絡方法

水防に関する連絡系統

気象情報（地震、津波を含む）



イ 水防区別連絡方法

水防区	担当分団	責任者	通信連絡方法			
			第1通信	第2通信	第3通信	第4通信
第1水防区	第1分団 第2分団 第8分団	分団長	固定電話 携帯電話	電子メール・分団サイレン	無線	伝令
第2水防区	第5分団 第6分団					
第3水防区	第3分団 第4分団 第7分団					
第4水防区	第9分団 第10分団					

第 5 水防区	第 11 分団 第 12 分団					
第 6 水防区	第 13 分団 第 14 分団 第 15 分団					

ウ 津波警報発令時の伝達及び措置

(ア) 津波警報発令時の伝達

伝達先	第 1 通信	第 2 通信	第 3 通信	第 4 通信
第 1 分団長	固定電話 携帯電話	分団サイレン 電子メール	無線	伝令
第 2 分団長				
第 3 分団長				
第 7 分団長				
第 8 分団長				
坪根			伝令	

＊無線通信

災害現場の状況及び警戒中の情報に活用する。

通信機台数

デジタル簡易無線機				
中継局		4（旭・若狭野町寺田・矢野町上・矢野町榊）		
区分		市	消防団	消防署
移動局	車載用	2	1 5	0
	携帯用	2	3 5	5
	計	4	5 0	5

呼出し名称

分団名称、中継局地区名を呼出し名称で使用する

(イ) 水防活動（津波・高潮に関する重要水防区域（港湾・海岸））

津波警戒の連絡を受けた分団は、受持区域の水門、樋門を閉鎖する。

港湾 名	地区名	水防上最も重要な区			次に重要な区域			要注意区域		
		番号	延長	地点	番号	延長	地点	番号	延長	地点
相 生 港	相生							①	340	相生
	那波							②	110	大島
	那波							③	550	那波
	那波							④	490	那波南
	鯛浜							⑤	150	鯛浜
	坪根							⑥	240	坪根
								計 1,880m		

(ウ) 情報周知と伝達内容

a 地域住民への周知

- (a) 防災行政無線による周知
- (b) サイレンによる周知
- (c) 自治会等による周知
- (d) 消防団による周知
- (e) あいおい防災ネットによる周知
- (f) 緊急速報メール・公共情報コモンズによる周知

b 避難

津波等により、著しく危険が切迫している時は、水防本部員、水防部員（消防団員）、相生消防署員、警察官等の指示・誘導により避難する。

c 解除

津波等による災害のおそれなくなったとき解除し、一般に周知する。

(エ) 立退き指示

津波等により著しい危険が切迫していると認められたときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立退きを指示することができる。なお、立退き指示をした場合は、相生警察署にその旨を通知する。

エ 居住者の出動

水防法第 24 条に基づき、河川その他が著しく危険な状態となったとき、水防管理者は居住者の出動を要請することができる。ただし、その対象者は市内居住の年齢満 18 歳以上の者とする。

オ 民間団体の協力

災害時において自治会等の協力を得て、災害応急対策の万全を期す。

- (ア) 情報の収集及び伝達
- (イ) 救出・救護
- (ウ) 給食・給水
- (エ) 災害応急対策活動
- (オ) 災害復旧の促進及び協力

カ 避難予定場所

「第 3 編第 1 部第 3 章第 7 節 避難計画」を参照

キ 協力応援についての協定

(ア) 警察署長との協定

水防管理者は、水防上必要がある場合は、警察署長と次の事項を協定するものとする。

- a 水防法第 21 条の警戒区域の設定
- b 水防法第 22 条の警察官の出動要請
- c 水防法第 29 条の立退き指示の通知

(イ) 隣接水防管理団体との協定

水防法第 23 条に基づく応援については、昭和 44 年 12 月 10 日締結の消防相互応援協定により、要請することができる。

ク 気象情報及び水防非常配備

(ア) 津波注意報、警報の種類及び発表基準

発表基準・解説・発表される津波の高さ等

(津波警報・注意報)

気象庁が、津波による災害の発生が予想される場合には、地震発生後、約 3 分で大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。

(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等)

平成 25 年 8 月 30 日時点

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される津波の高さ		とるべき行動	発表管署
			数値での発表	巨大地震の場合の発表		
大津波警報 *特別警報	予想される津波の高さが高いところで 3m を超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、	気象庁本庁又は大阪管区気象台
		5m<高さ≤10m	10m			
		3m<高さ≤5m	5m			
津波警報	予想される津波の高さが高いところで 1m を超え、3m 以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	ただちに高台や避難ビルなどの安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2m 以上、1m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m<高さ≤1m	1m	表記なし	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣	

					りは危険なので行 わない。注意報が 解除されるまで海 に入ったり海岸に 近づいたりしな い。	
--	--	--	--	--	---	--

注1) 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。

このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

注2) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(イ) 津波情報

大津波警報・津波警報・注意報を発表した後、「予測される津波の高さ」、「津波の到達予測時刻」等の情報を発表する。

(津波情報の種類と内容)

平成 25 年 4 月 1 日時点

	情報の種類	情報の内容
津 波 情 報	津波到達予測時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを 5 段階の数値(メートル単位)または 2 種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※ 1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※ 1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沿岸で観測された津波の第 1 波の到達時間と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・ 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(ウ) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

平成 25 年 4 月 1 日時点

発表基準	内 容	発表管署
津波が予想されない時 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表	気象庁本庁 又は大阪管 区气象台
0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害は心配なく、特段の防災対策の必要がない旨を発表	
津波注意報発令後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表	

(エ) 水防非常配備

a 非常配備の種類

第1非常 配備態勢	少数の人員をもって、主として情報連絡に当たり、事態の推移により直ちに召集、その他の活動ができる態勢
第2非常 配備態勢	所属人員の半数をもって当たり、その他は自宅待機とし、次期体制に直ちに移れる態勢
第3非常 配備態勢	全員召集。消防団は各分団毎に詰所に配置、出動要請次第直ちに活動可能な完全水防態勢

(オ) 非常配備につく時期及び解除

非常配備及び解除の時期は、次の基準により、水防本部長が指示する。

水防指令第1号指令(第1非常配備につくべき指令) ①今後の気象情報及び水位又は潮位に注意と警戒を必要とする時 ②震度4の地震が発生した時(自動発令)
水防指令第2号指令(第2非常配備につくべき指令) ①水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想される時 ②水防警報の「準備」が発せられた時 ③震度5弱又は5強の地震が発生した時(自動発令)
水防指令第3号指令(第3非常配備につくべき指令) ①水防事態が切通し、また水防態勢の規模が大きくなり第2非常配備態勢では処理しかねると予想される時 ②水防警報の「出動」が発せられた時 ③震度6弱以上の地震が発生した時(自動発令) ④津波注意報、または津波警報、大津波警報が発表された時(自動発令)

解 除

水位が低下し、災害発生のおそれなくなった時、水防本部長は水防体制を解除し、一般に周知する。

注) (自動発令)と記載のあるものは、地震発生又は津波注意報等の発表をもって。水防指令が自動的に発令されたものとみなす。

第3節 被災者救出計画

1 基本方針

大規模地震の発生に伴い、倒壊建物の下敷きとなったり、火災から逃げ遅れた被災者を捜索し、又は救出する。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	防災班（危機管理課、総務課）	（１）救出班の編成及び組織
		（２）必要資機材
		（３）実施計画
		（４）自主防災組織、事業所、住民等
関係機関	西 は り ま 消 防 組 合 消 防 団	救助活動

3 取組み内容

（１）救出班の編成及び組織

救出班の編成は、消防団の機構をもってこれにあて、市長の指令を受けた消防団長の指示で活動する。

（２）必要資機材

救出に要する必要資機材については、消防団及び建設農林部において保有する資機材を利用するほか、購入、借上げ等により調達する。

（３）実施計画

ア 職員の動員と負傷者等の救出

職員の動員と負傷者等の救出を実施することとする。

（ア） 職員は動員命令を待つことなく、直ちに参集の準備にとりかかるものとする。

（イ） 職員は近隣の被災状況を把握し、まず人命救助を行い、その後災害対策本部に参集する。

イ 救出活動の実施の要請

市は、救出活動が困難な場合、県に可能な限り次の事項を明らかにして、救出活動の実施を要請することとする。

（ア） 応援を必要とする理由

- (イ) 応援を必要とする人員、資機材等
- (ウ) 応援を必要とする場所
- (エ) 応援を必要とする期間
- (オ) その他必要な事項

ウ 活動の対象

災害のため、現に生命、身体が危険にさらされたり、早急に救出しなければならない状態である者にあつて、概ね次に該当する場合とする。

- (ア) 火災時、家屋内に取り残された場合
- (イ) 倒壊家屋の下敷きになった場合
- (ウ) 流出家屋とともに流されたり、孤立した所に取り残された場合又は山崩れ等によって生き埋めになった場合
- (エ) 自動車等の大事故が発生した場合
- (オ) その他救出が必要な場合

エ 救出方法及び救出体制

市が関係機関と相互に緊密な連絡を取り、協力して救出に当たるものとする。

ただし、救出困難な場合は、自衛隊、近隣市町の消防関係等に対し協力を要請するものとし、被災者の救出、搬送に当たるものとする。

オ 活動体制

災害時における効果的な活動を図るため、現場に「現地対策本部」を設置し、「現場救護班」及び「調査班」を編成し、現場用務に当たるものとする。

- (ア) 現場救護班
 - a 市長が必要と認めるときは、現地対策本部に現場救護班を併置し、次の任務を行う。
 - (a) 傷病者の応急処置と搬送順位の選定
 - (b) 救急、救助隊の整理誘導及び搬送先医療機関の選定
 - (c) 救護した傷病者の人別調査及び記録
 - (d) 現場救護所（前各任務を行うための施設及び場所）の設営
 - b 救護班の編成は、現地指揮本部員及び他の専門関係機関の人員とする。
- (イ) 調査班

現場責任者が必要と認めるときは、調査班を設置し、現地指揮本部において多数の傷病者の収容が予想される場合、医療機関等へ派遣要請を指示し次の任務を行う。

 - a 収容された傷病者の氏名等及び傷病程度の調査記録並びに必要な応じ傷病者の一覧表の提出
 - b 調査結果に基づく必要事項について現地指揮本部への報告
 - c その他傷病者収容について派遣先医療機関等への協力
- (ウ) 現場要務

現場における傷病者の救護は原則として、次によるものとする。

- a 救急隊は現地指揮本部に集結し、同所より順次傷病者を搬送するものとする。
- b 現場に他の機関による救護所が設置された場合は、これと協力して行うものとする。
- c 現場救護班はその任務を行うに当たり派遣された医師が現場に当たる場合、この指導に従い行動するものとする。
- d 被災者多数発生ときは、『第3章第42節 突発重大事案の応急対策の推進』を運用し、車両により効率的に傷病者の搬送に努める。
- e 救急医療体制については、『第3章第5節 医療助産計画』によるものとする。

災害救助法による実施基準

〔災害にかかった者の救出〕

1. 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するために行う。
2. 災害にかかった者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とする。
3. 災害にかかった者の救出を実施する期間は、災害発生の日から3日以内とする。

〔死体の捜索〕

1. 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。
2. 死体の捜索のため支出する費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とする。
3. 死体の捜索を行う期間は、災害の発生の日から10日以内とする。

備考 知事は、上記により難い特別の事情があるもの又は上記に記載がないものは、その都度厚生労働大臣の承認を得て、上記に規定する救助の程度、方法及び期間を超えて救助を実施するものとする。

（４）自主防災組織、事業所、住民等

自主防災組織、事業所の自衛防災組織、住民等は、次により自発的に救出活動を行うとともに、救出活動を実施する各機関に協力するよう努める。

- （ア） 組織内の被害状況の把握と負傷者の早期発見
- （イ） 救助用資機材を活用した組織的救出活動の実施
- （ウ） 警察署、消防署への連絡

第4節 医療・救護計画

1 基本方針

災害時、特に震災時の場合には、家屋の倒壊、窓ガラスの落下、火災等により多数の負傷者が生じることが予想される。このため、市では、各防災機関と連絡を密にし、負傷者等の救護に万全を期す必要がある。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	救 護 班 （ 市 民 病 院 ） ただし、人的応援が必要なときは、看護専門学校班の看護師有資格者をもって充てる。	(1) 救護班の編成
		(2) 救護班の活動内容
		(3) 救護所の設置
		(4) 重篤患者の搬送及び収容
		(5) 医療に係る相互応援協定
		(6) 医薬品等の供給
関係機関	関 係 機 関	搬送、救急医療の提供

3 取組み内容

(1) 救護班の編成

市は、災害対策本部を設置したときは、救護班を編成し、救護所等へ派遣し、負傷者等の救護に当たるものとする。

- (ア) 救護班は、医師1名、看護師1名、補助員若干名をもって構成する。
- (イ) 救護班の数は、状況に応じて市長が定める。
- (ウ) 市長は、救護班の編成に当たって、必要に応じ、市医師会長に協力を要請するものとする。
- (エ) 市長は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、兵庫県柔道整復師会西播支部に協力を依頼するものとする。

(2) 救護班の活動内容

- (ア) 傷病者に対する応急措置
- (イ) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (ウ) 転送困難な患者及び軽易な患者に対する医療
- (エ) 助産（分娩の介助、分娩前後の処置、衛生材料の支給）
- (オ) 死亡の確認

(3) 救護所の設置

- (ア) 災害の状況により、必要がある場合は、避難所内に救護所を設置するものとする。
- (イ) 救護所には救護班を配置し、配置人員は市長が定める。

救護所設置予定箇所

名 称	所 在 地	電話番号
相生小学校	川原町 31-1	22-7146
那波中学校	那波南本町 10-1	22-7151
双葉中学校	双葉 1 丁目 2-1	22-7152
矢野川中学校	若狭野町寺田字桑ノ木原 298	28-0151

(4) 重篤患者の搬送及び収容

医療救護班は、医療又は助産救護を行った者のうちから、収容する必要がある者（重篤患者）を後方医療施設に搬送するよう、災害対策本部に要請する。後方医療施設は、救急指定病院等をあてるものとする。

現在市内の救急病院は、次のとおりである。

市内の救急病院

名 称	所 在 地	電話番号
半田中央病院	旭三丁目 2-18	22-0656

ア 搬送の方法

重篤患者の後方医療施設等への搬送は、原則として、次の方法により行う。

- (ア) 救急車により搬送する。
- (イ) 市公用車又は医療救護班の使用している自動車により搬送する。
- (ウ) 市職員により担架で搬送する。

(5) 医療に係る相互応援協定

災害発生時における医療の果たす役割の重要性を鑑み、「兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定」が締結されている。

市長は、災害の状況により必要と判断した場合は、速やかに当該協定に基づく応援要請を行うものとする。

ア 応援内容

- (ア) 被災地への医療救護チームの派遣

- (イ) 被災した会員病院又は被災地からの患者の受入れ
- (ウ) 被災した会員病院への医師、看護師等医療技術職員、事務職員の応援及び必要な応急医薬品等の提供
- (エ) その他災害初動時医療に関する必要な措置

(6) 医薬品等の供給

ア 品目

区 分	期 間	主 な 医 薬 品
緊急処置用	発災後 3 日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等
急性疾患用	3 日 目 以 降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤等
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病、高血圧等への対応

※ 市は県とともに、特に、発災後 3 日間に必要となる医薬品等の迅速かつ確実な確保に配慮することとする。

イ 調達方法

- (ア) 市は、救護所等で使用する医薬品を確保することとする。また、医療機関で使用する医薬品は、各医療機関でも備蓄しているが、不足が生じる場合、県健康福祉事務所等と連携し、補給を行うこととする。
- (イ) 市で供給が困難な場合、県に供給あつせんを依頼するものとする。

第5節 交通・輸送計画

1 基本方針

都市生活の基盤をなす道路、交通網等のライフライン施設等の被害は、都市機能を麻痺させ、住民の生活や社会活動に極めて大きな影響を与える。そのため、災害時における安全かつ円滑な交通の確保対策を実施する。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	防災班（危機管理課、総務課） 財務総務班（財政課） 都市整備班（都市整備課）	（１）交通応急対策
		（２）輸送・移送
関係機関	警 察 署 国・県等の道路管理者	市内道路の被害状況の情報収集の実施 交通規制の実施 交通規制に関する広報活動の実施 緊急交通路指定路線の交通機能の確保
	公 安 委 員 会	緊急交通路及びう回路、啓開道路の設定 交通規制の決定
	海 上 保 安 部	海上交通規制の実施 船舶交通の整理・指導による船舶の円滑な運航の確保
	協 力 機 関	各社の防災業務計画に基づいた処置

3 取り組み内容

（１）交通応急対策

地震発生時における交通の安全、緊急輸送の確保のための交通応急対策については、道路管理者（市においては市長。以下同じ。）、公安委員会、警察その他関係機関の協力の下に、本計画の定めるところにより実施する。

ア 被災情報及び交通情報の収集

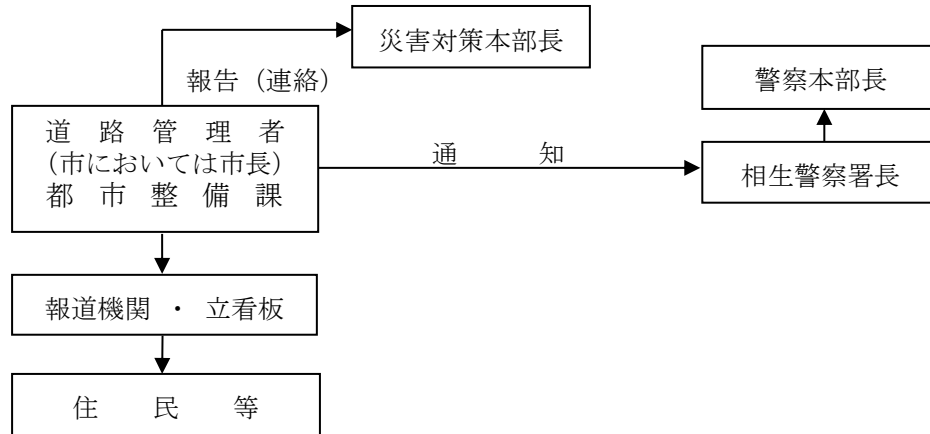
風水害等の発生後、道路管理者は緊密に連携して、所管する道路について点検を行い、被災状況を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集することとする。

イ 陸上交通の確保

道路管理者は、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとることとする。

（ア） 道路法第46条に基づく応急対策

道路管理者は、道路の損壊、決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行うこととし、規制を行うときは、その内容を下図により通知するとともに、住民等に周知させるように努めることとする。



(イ) 市が管理する道路

a 道路、橋梁等

- (a) 警察官、都市整備課において随時巡視し、危険箇所、災害箇所の早期発見に努める。
- (b) 危険箇所、災害箇所を発見した場合は、被災状況を調査するとともに直ちに相生警察署と協議し、必要な交通規制を行い、これに係るう回路等を指定して交通の安全確保を図る。
- (c) 危険箇所、災害箇所については、各管理機関の下に緊急措置を行い、速やかに交通を確保する。
- (d) 電力、通信、水道その他道路占用工作物の被害による道路の被害が発見された場合は、直ちに関係機関に通報するとともに、相生警察署と協議し、必要な交通規制を行う。通報を受けた関係機関は、それぞれの機関の定める業務計画により、応急措置を行い、速やかに交通を確保する。
- (e) 市内の主要道路のうち、災害を受けやすい箇所、代替道路を調査し、あらかじめ実態を把握しておくものとする。

b 危険箇所の選定

市長は、相生警察署長と協議して交通の危険が発生するおそれのある区間をあらかじめ選定することとする。

c 危険区間台帳の整理

市長は、前項により選定した区間について危険区間台帳を作成し、1部を相生警察署長に送付することとする。

d パトロールの強化

災害時においては危険区間のパトロールを強化することとする。

e 通行の禁止、制限

市長は、災害時に交通の危険が生ずると認められる場合は相生警察署長と協議の上、必要な通行の禁止又は制限措置をとり、道路法第 45 条に規定する道路標識を設置する。

f 情報の収集及び交換

市長は、相生警察署長と協力して通行の禁止又は制限に必要な情報の収集及び交換に努める。あらかじめ情報担当者を指定して気象及び道路状況の情報収集に当たらせる。

道路管理者の行う通行禁止又は制限の実施については、道路法第 46 条の規定により道路管理者の適正な判断に基づき実施されるものであるが、主要道路管理者がそれぞれ定めている規制措置の実施基準は、概ね次のとおりである。

実 施 者	範 囲	根 拠 法
国土交通大臣 県知事 市長	1 道路の損壊、決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合 2 道路についての工事のため、やむを得ないと認められる場合	道路法第 46 条
公安委員会 警察署長 警察官	1 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認められる場合 2 道路における危険を防止し、その交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合 3 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ、又は生じるおそれがある場合	災害対策基本法第 76 条 道路交通法第 5 条 道路交通法第 6 条

ウ 被災区域への流入抑制

道路管理者は、災害が発生した直後において、次により避難路及び緊急交通路について優先的にその機能の確保を図ることとする。

- (ア) 道路管理者は、混乱防止及び緊急交通路を確保するため、被災区域への流入抑制のための交通規制等を実施することとする。
- (イ) 道路管理者は、流入規制のための交通規制等を行う場合は、県と連絡を取りつつ行うこととする。

エ 緊急通行車両等の事前届出

市は、県公安委員会に対して、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、災害応急対策基本法施行令第 33 条第 1 項の規定に基づく緊急通行車両の事前届出を行う。

オ 災害対策基本法に基づく交通規制〔災害応急対策期（発災時から 4、5 日ないし 1 週間程度）〕

この時期は、道路交通は混雑し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、住民等

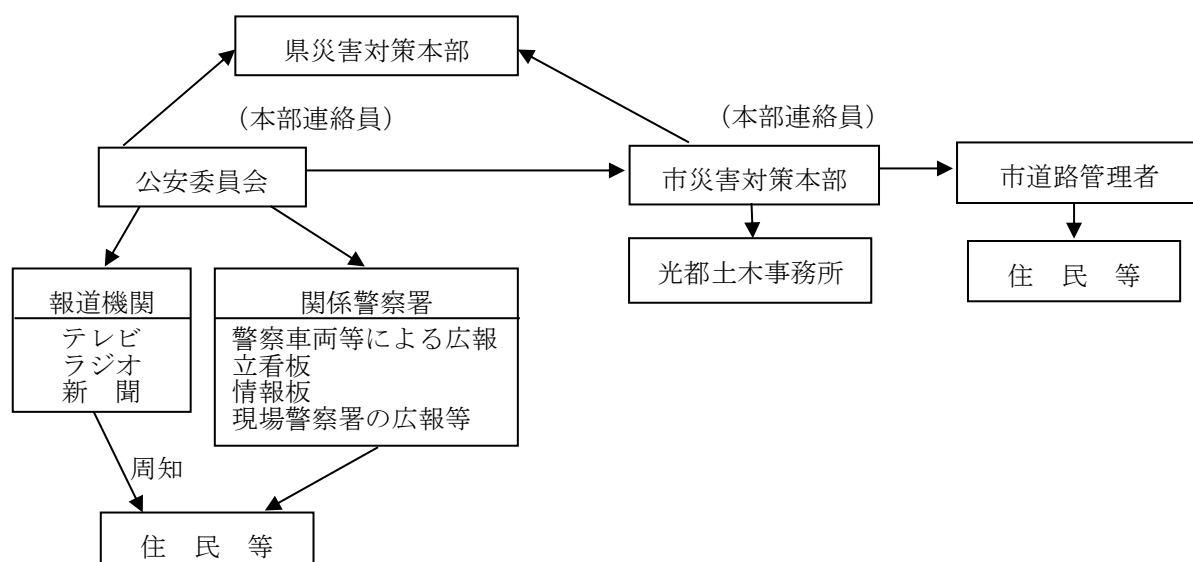
の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等の災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるので、道路管理者は、道路交通の実態を迅速に把握し、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき、交通管理者（公安委員会）は交通規制を迅速に実施することとする。

（ア） 規制を行う区域及び区間

道路管理者は、区域規制を被災地及びその周辺で、区間規制を当該被災地に至る複数のルートで行うこととするが、関係機関が行う災害応急対策の進捗状況、道路交通の復旧状況等に応じて、区域規制を区間規制へ変更する等臨機応変に規制を変更することとする。

（イ） 周知徹底

道路管理者は、災害対策基本法に基づく交通規制を行う場合、通行禁止等を行う区域又は区間、対象、期間（終期を定めない場合は、始期）等について、垂れ幕、看板、交通情報板、警察車両をはじめ広報車両、現場警察官等あらゆる広報媒体を活用し住民等に周知することとする。



（ウ） 規制方法

道路管理者による規制は、災害対策基本法施行令に基づき、次のいずれかの方法で行うこととする。

a 標示を設置して行う場合

標示は、交通規制の区域又は区間の道路の入口やこれらと交差する道路との交差点付近に設置し、車両の運転者に対して、緊急交通路における交通規制の内容を周知させることとする。

b 現場警察官の指示により行う場合

緊急を要するため a の標示を設置するいとまがない場合又は標示を設置して行うことが困難な場合については、警察官の現場における指示により規制を行うこととする。

(エ) う回対策

- a 道路管理者は、幹線道路等の通行禁止等を実施する場合、必要に応じてう回路を設定し、う回誘導のための交通要点に警察官等を配置することとする。
- b 道路管理者は、う回路について安全対策のために必要があると認められるときは、大型車の通行禁止や速度規制等の交通規制を実施するほか、危険箇所がある場合は必要な表示を行う等所要の措置を講じることとする。

(オ) 広報活動

- a 道路管理者は、一般車両が被災地域に流入することにより交通渋滞に拍車をかけ、緊急通行車両の通行の障害になることを避けるため、交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報についてドライバーをはじめ広く市民に周知させることとする。
- b 道路管理者は、ドライバー等への広報に当たり、警察車両等による広報、立看板、横断幕、情報板及び現場警察官等による広報等あらゆる広報媒体を活用することとする。

カ 道路交通法に基づく交通規制〔復旧・復興期（発災時から 4、5 日ないし 1 週間目以降）〕

この時期は、防疫、医療活動、被災者への生活物資の補給、ガス、電気、水道等のライフラインの復旧等の活動が本格化し、それらに並行して、道路の補修等も進み、復興物資等の輸送が活発化することから、道路管理者は、災害応急対策を主眼とした災害対策基本法に基づく交通規制から道路交通法に基づく交通規制に切り替えることとする。

この際、道路管理者は、広域交通規制についても再検討を行い、規制の強化又は段階的な規制緩和や除外車両の取扱い等、地域のニーズを把握しながら適正な交通規制の見直しを行うこととする。

(ア) 規制期間

道路交通法に基づく交通規制を行うべき期間としては、一般的に災害発生後 4、5 日から 1 週間が経過し、概ね人命救助等の災害応急対策に一定の目途がついたときから、復旧・復興活動のために使用される車両に対する優先通行を必要としなくなるまでの間が適当であるが、道路管理者は、災害の規模、態様、被災状況、道路の復旧状況等に応じた弾力的な運用を行うこととする。

(イ) 規制ルートの設定

道路管理者は、規制ルートの設定について、復旧・復興活動に必要とされる交通需要を考慮して適切なルートを設定し、「復旧・復興関連物資輸送ルート」、「生活関連物資輸送ルート」等適切な名称を付して周知を行うこととする。

(ウ) 規制内容

道路管理者は、道路交通法に基づく規制を行うに当たり、一般車両のほか、必要に応じて復旧・復興活動車両についても、車種制限及び台数制限等を行うこととする。

a 車種制限及び台数制限

道路管理者は、復旧・復興に係る交通需要を関係機関等から把握し、交通容量との関係を考慮して各制限内容を決定することとする。

b 一般車両の通行制限

道路管理者は、復旧・復興活動の円滑化を図るため、原則として一般車両の通行を禁止し、事前にその趣旨、内容等について広報を徹底することとする。

c 規制内容の見直し

道路管理者は、復旧・復興段階において、道路、橋梁等の復旧状況を随時把握し、規制時間、規制区間、規制車種等について、逐次見直しを図ることとする。

キ 道路の応急復旧作業

(ア) 道路啓開の実施

a 道路管理者は、救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関と連携を図り、計画的に道路啓開を実施することとする。

b 道路管理者は、被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、緊急輸送（交通）路の確保を最優先に応急復旧等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保にも努めることとする。

(イ) 応急復旧業務に係る建設業者との連携

道路管理者は、建設業界と連携・協力し、災害時に障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員・機材等を確保することとする。

ク 災害対策基本法に基づいた道路管理者による措置命令及び措置

道路管理者は、道路上に放置車両や立ち往生した車両等が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路について、その区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置を命じ、又は道路管理者自ら当該措置をとることとする。

なお、当該措置をとる上で、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるときは、道路管理者は、その必要な限度において、他人の土地を一時使用等することとする。

(ア) 措置をとる区域又は区間

道路管理者は、当該措置をとるときは、区間の起終点を示すことによって路線ごとに道路の指定を行うほか、必要に応じて一定の区域内を包括的に指定する。

(イ) 県公安委員会との連携

a 指定の通知

道路管理者が、道路区間の指定をしようとする場合は、あらかじめ、公安委員会及び所轄警察署に道路の区間及びその理由を通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後に通知する。

b 県公安委員会からの要請（災害対策基本法第76条の4）

県公安委員会は、災害対策基本法第76条第1項の規定による通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、災害対策基本法第76条の6に基づく道路管理者による権限の行使を

要請することができる。

(ウ) 措置をとる区域又は区間の周知

道路管理者は、道路区間の指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間内に在る者に対し、道路情報板、立看板、ラジオ等を活用して周知させる措置をとることとする。

【災害対策基本法抜粋】

(災害時における車両の移動等)

第76条の6

第76条の4第2項に規定する道路管理者等(以下この条において「道路管理者等」という。)は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者(第3項第3号において「車両等の占有者等」という。)に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

2 道路管理者等は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間(以下この項において「指定道路区間」という。)内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知させる措置をとらなければならない。

3 次に掲げる場合においては、道路管理者等は、自ら第1項の規定による措置をとることができる。この場合において、道路管理者等は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

(1) 第1項の規定による措置をとることを命ぜられた者が、当該措置をとらない場合

(2) 道路管理者等が、第1項の規定による命令の相手方が現場にいないために同項の規定による措置をとることを命ずることができない場合

(3) 道路管理者等が、道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に第1項の規定による措置をとらせることができないと認めて同項の規定による命令をしないこととした場合

4 道路管理者等は、第1項又は前項の規定による措置をとるためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。

以下省略

(2) 輸送、移送計画

被災者及び災害応急対策員の移送並びに救助用物資及び災害対策用資材の輸送は、本計画の定めるところによる。

ア 実施機関

市及び防災関係機関は、それぞれ緊急輸送を実施する。

イ 緊急輸送活動の基本方針

(ア) 輸送に当たっての配慮事項

市及び防災関係機関は、次の事項に配慮して輸送活動を行う。

- a 人命の安全
- b 被害の拡大防止
- c 災害応急対策の円滑な実施

(イ) 輸送対象の想定

a 第1段階

- (a) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医療品等人命救助に要する人員、物資
- (b) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (c) 政府災害対策要員、県・他市町災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- (d) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- (e) 緊急輸送に必要な輸送施設・輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

b 第2段階

- (a) 上記 a の継続
- (b) 食糧、飲料水等生命の維持に必要な物資
- (c) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (d) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

c 第3段階

- (a) 上記 b の継続
- (b) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (c) 生活必需品

ウ 実施及び運営

(ア) 市有車両による輸送

各部の配車船要求に対し、円滑な運営を図るため、防災班は配車船表を作成し、各車両、船艇の調達を行い活動する。

a 第1号指令

市役所全公用車は本指令と同時に防災班の指定する場所に集合し出動命令を待つ

こととする。防災班は、各部の配車要求と本部の指示に従い、作業内容に応じ車種を選定し、速やかに配車する。

b 第2号指令

本指令と同時に防災班は、協力機関の車両の緊急出動を要請し、市公用車を併せ配車する。

協力機関

	名 称	所 在 地	電 話
車 両	相 生 建 設 業 協 会	若狭野町八洞 269-3	(28) 1225
	西 播 通 運 (株)	汐見台 15-1	(22) 3000
	(株) ウ エ ス ト 神 姫	竜泉町 394-1	(22) 5180
船 艇	相 生 漁 業 協 同 組 合	相生三丁目 4-22	(22) 0344

c 第3号指令

第1段階として市公用車及び協力機関の登録車両を配車し、同時に災害の規模と作業内容に応じ、民間車両、船舶を緊急調達する。

なお、状況により隣接市町の輸送力の応援を求める。

(イ) 鉄道による輸送

災害時において、自動車による輸送が不可能なとき、あるいは遠隔地で物資機材等を確保したときで、鉄道によって輸送することが適当な場合、西日本旅客鉄道㈱に緊急配車を要請する。

(ウ) 空中輸送の支援

市は、緊急輸送に必要なヘリコプターの臨時着陸場を確保することとする。

(エ) 燃料確保等

市有車両の燃料その他の災害応急対策を実施するために必要とする燃料については、業者等に依頼し、必要に応じ燃料の緊急輸送を行う。

エ 各車両、船艇の遵守事項

(ア) 出動した車両及び船舶は、命令された作業が終了したときは、直ちに防災班長に報告すること。

(イ) 命令を受けて出動した車両、船舶は出動先で原則として命令以外の作業はしないこと。
ただし、人命にかかる場合等やむを得ないときは速やかにその作業を終了し、防災班長にその旨報告すること。

(ウ) 待機中の車両及び船艇の運転手は、命令がない限り指定場所及び車両・船舶から離れないこと。

災害救助法による実施基準

- 1 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出する範囲は、次に掲げる場合とする。
 - (1) 被災者の避難
 - (2) 医療及び助産
 - (3) 災害にかかった者の救出
 - (4) 飲料水の供給
 - (5) 死体の搜索
 - (6) 死体の処理
 - (7) 救済用物資の整理配分
- 2 救助のため支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。
- 3 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

備考 知事は、上記により難い特別の事情があるもの又は上記に記載がないものは、その都度厚生労働大臣の承認を得て、上記に規定する救助の程度、方法及び期間を超えて救助を実施するものとする。

オ 配車計画

市は、次の種別により管理する車両の配車計画を作成する。

- (ア) 救急看護車
- (イ) 人員輸送車
- (ウ) 連絡車
- (エ) 物資・汚物等搬送車

(3) 災害時重要路線緊急ルート

ア 陸路

相生市役所（本部へ）

- (ア) 国道2号線（姫路方面）・山陽自動車道（龍野西 I. C）から
国道2号線池之内西行一方通行側道・相生陸橋南交差点左折→県道龍野相生線南進→大石町交差点→境橋南交差点→旭大橋交差点→相生市役所
- (イ) 国道2号線（姫路方面）・山陽自動車道（龍野西 I. C）から
国道2号線那波野東交差点左折→赤坂那波野2号線西進→旭那波野線→双葉中学校前→境橋南交差点左折→県道龍野相生線南進→旭大橋交差点→相生市役所
- (ウ) 国道2号線（姫路方面）・山陽自動車道（龍野西 I. C）から
国道2号線那波野東交差点左折→赤坂那波野2号線西進→旭那波野線赤坂一丁目交差点左折→那波野古池2号線→古池58号線→相生古池線才ノ上交差点右折→旭大谷線西進→相生市役所
- (エ) 国道2号線（岡山方面）から

国道 2 号線入野交差点左折→緑ヶ丘本通線南進→新矢野谷線南進→新矢野谷 2 号線
→佐方高取線東進→工和橋北交差点→国道 2 5 0 号線→相生大橋→ポート公園前交差
点左折→県道龍野相生線北進→相生市役所

(オ) 国道 250 号線（赤穂方面）から

国道 250 号線→工和橋北交差点右折→相生大橋→ポート公園前交差点左折→県道龍野
相生線北進→相生市役所

(カ) 国道 250 号線（姫路方面）から

国道 250 号線→ポート公園前交差点右折→県道龍野相生線北進→相生市役所

(キ) 国道 250 号線（姫路方面）から

国道 250 号線野瀬橋右折→相生野瀬線北進→相生古池線才ノ上交差点左折→旭大谷線
西進→ 相生市役所

イ 海路

海上輸送における接岸予定場所を次の 5 地点とし、災害の状況に応じて選定するものとする。

(ア) 鯛浜港

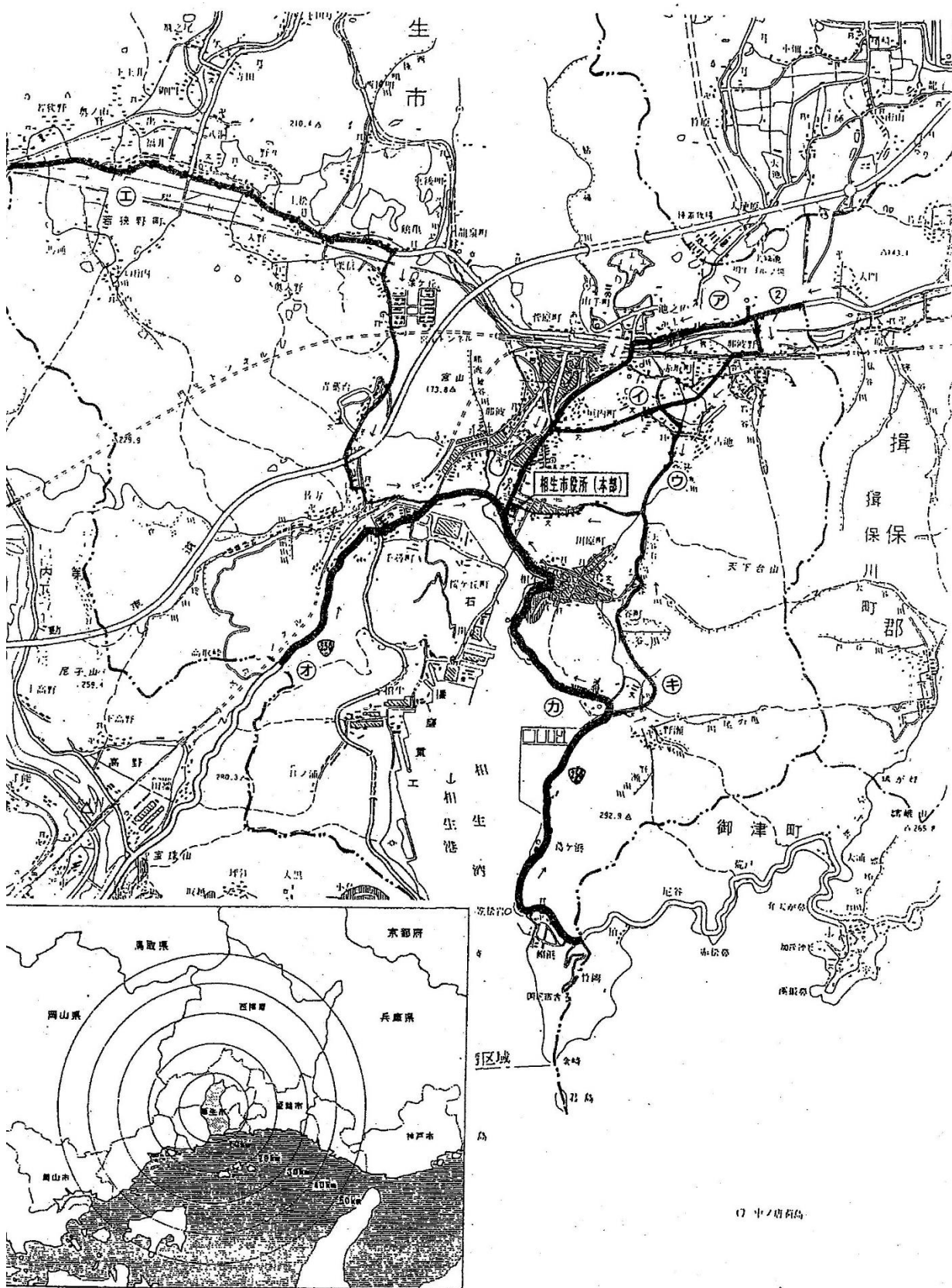
(イ) 野瀬公共ふ頭

(ウ) 相生港

(エ) 石川島播磨重工業相生総合事務所前岸壁

(オ) 中央公園南岸壁

災害時緊急ルート図



第6節 避難計画

1 基本方針

災害が発生し又は発生のおそれがある場合、市及び関係機関は危険区域内にある住民等に対して避難のための立退きを勧告し又は指示し、安全な場所に避難させるなど人命の被害軽減を図る。また、避難行動要支援者等避難行動に時間を要する者に対する避難や住民の注意喚起を促すため準備情報の発令に努めるとともに、避難情報発令に係る具体的な基準を定める。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	各 部 班 員 （ 全 職 員 ）	(1) 避難の勧告・指示
		(2) 警戒区域の設定
		(3) 避難誘導
		(4) 避難所の開設
		(5) 避難所の開設基準
		(6) 避難所の運営
		(7) 保健・衛生対策
		(8) 大災害における特別措置
		(9) 宿泊施設、社会福祉施設等の活用
		(10) 避難所以外の場所に滞在する被災者への配慮
		(11) 広域避難（広域一時滞在）
関係機関	各 放 送 機 関 防 災 関 係 機 関	関連事項の広報活動及び相互協力

3 取組み内容

(1) 避難の勧告・指示

ア 避難勧告・指示の発令者

災害が発生した場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、市長（本部長）は、必要と認める地域の居住者・滞在者その他の者に対し、避難勧告・指示をする。なお、災害対策基本法等関係法令により次表のとおり避難勧告・指示を行い得るよう定められている。

実施責任者	勧告・指示	災害の種類	実施要件	根拠法
市長	勧告、指示	災害全般	生命の保護、災害の拡大防止のため、特に必要があると認めるとき	災害対策基本法 第60条
警察官	指示	災害全般	市長等がその措置を行ういと	災害対策基本法

			まがないとき、あるいは市長から要請があったとき	第61条 警察官職務執行法第4条
海上保安官	指示	災害全般	市長等がその措置を行ういとまがないとき、あるいは市長から要請があったとき	災害対策基本法第61条
知事又はその命を受けた吏員	指示	洪水、高潮 地すべり	著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
水防管理者 (市長)	指示	洪水、高潮	著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
自衛官	指示	災害全般	危険な事態が発生した場合で特に急を要するとき	自衛隊法第94条

イ 避難勧告・指示の基準

津波災害

- (ア) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、市長は、必要と認める場合、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう勧告・指示することとする。
- (イ) 地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときには、市長は、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に退避するよう勧告・指示することとする。なお、日本放送協会からの放送以外の法定ルート等により市長に津波警報が伝達された場合にも、同様の措置をとることとする。

ウ 避難勧告・指示の実施要領

- (ア) 発令要請及び決定
- a 災害対策本部の本部員は、避難勧告・指示の必要があると認めるときは、直ちに市長（本部長）に対し、その発令を要請する。ただし、市長（本部長）に要請するいとまのないときは、その補助執行機関として副本部長又は本部員は避難勧告・指示を発令し、事後速やかに市長（本部長）に報告するものとする。
 - b 市長（本部長）は、避難勧告・指示の可否を決定し、災害対策本部会議において必要な措置を指示する。なお、避難勧告・指示の決定に当たっては、原則としてあらかじめ相生警察署長と協議し、事後速やかにその旨を知事に報告するものとする。
- (イ) 避難勧告・指示の実施
- a 警察署、消防本部・消防団その他に対し、避難勧告・指示の実施に関し協力を依頼する。

- b 伝達方法は、防災行政無線、携帯メールとし、状況に応じて有線放送、ラジオ、テレビ等を利用し徹底を図る。
- c 消防団等は、各家庭への個別訪問等により、避難勧告・指示の徹底を図る。

エ 避難勧告・指示の内容

市長等は、避難の勧告・指示を行う際、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図ることとする。

- (ア) 避難の勧告・指示が出された地域名
- (イ) 避難経路及び避難先
- (ウ) 避難時の服装、携行品
- (エ) 避難行動における注意事項

オ 避難勧告・指示の伝達方法

- (ア) 市長は、直ちに、防災行政無線等による広報、サイレンの半鐘、インターネット、携帯電話メール、ファクシミリ等避難の情報伝達手段を活用するとともに、県警察本部、海上保安本部、自主防災組織等の協力により周知徹底を図ることとする。
- (イ) 市は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示を発令したときは、原則として放送事業者及び県へ速やかに伝達することとする。
- (ウ) 市長は、避難行動要支援者への伝達に際しては避難支援計画等を踏まえ、それぞれのニーズに応じた情報伝達手段を準備するなど、十分な配慮を行うこととする。
- (エ) 市町長は、避難勧告・指示等の伝達に当たっては、事前に例文を作成するなど、住民にその意味がわかりやすく伝わるよう、努めることとする。

カ 県知事への報告

市長は、避難情報（準備情報・勧告・指示）の発令を実施したときや、代理順位者からその代行報告があった場合、又は、警察官、海上保安官から避難指示の代行に係る通知を受けたときには、すみやかに県知事に報告を行う。

（２）警戒区域の設定

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法に基づき、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は消防法又は水防法に基づいて行うこととする。

市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事は、災害対策基本法第63条第1項に定める応急措置の全部又は一部を代行することとする。

（災害対策基本法第73条第1項）

ア 警戒区域設定の発令者

災害全般について	市長又はその委任を受けて市長の職権を行う市の吏員 (災害対策基本法第63条第1項)
	警察官(災害対策基本法第63条第2項)
	海上保安官(災害対策基本法第63条第2項)
火災について	自衛官(災害対策基本法第63条第3項)
	消防吏員・消防団員(消防法第28条第1項)
水災について	警察官(消防法第28条第2項)
	水防団長・水防団員(水防法第21条)
	警察官(水防法第21条第2項)
火災・水災以外について	消防吏員・消防団員(水防法第21条)
	消防吏員・消防団員(消防法第36条)
	警察官(消防法第36条)

イ 警戒区域設定の基準

- (ア) 市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することとする。
- (イ) 警察官又は海上保安官は、市長(権限の委任を受けた市町の職員を含む。)が現場に居ないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定することとする。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知することとする。
- (ウ) 災害派遣を命じられた自衛官は、市長その他その職権を行うことができる者がその場に居ない場合に限り、警戒区域を設定することとする。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知することとする。

ウ 規制の内容及び実施方法

- (ア) 市長等は、警戒区域を設定したときは、立入制限、禁止又は退去の措置を講じることとする。
- (イ) 市長等は、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施することとする。

(3) 避難誘導

ア 避難の誘導

- (ア) 避難の誘導は、警察官、消防団員、市職員等が連携し実施するものとする。
- (イ) 消防機関、県警察本部、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか、平時から避難経路の安全性の向上に努めることとする。

- (ウ) あらかじめ避難行動要支援者の所在を把握しておくとともに、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努めることとする。
- (エ) 学校、社会教育施設及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が、児童・生徒・施設利用者等を安全に避難誘導する。
- (オ) 避難に自家用車を使用しないよう指導することとする。
- (カ) 避難時の周囲の状況により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置をとる。
- (キ) 市民は、あらかじめ自らの地域の避難所と避難経路を把握しておくこととする。
- (ク) 市民は、予定していた避難所への到達が困難なときは、近くの公園等に一時的に避難し、安全を確認してから、避難所へ向かうこととする。
- (ケ) 避難先は、下表を基準とし、安全を確認して決定する。

避 難 の 理 由	避 難 先
・火災の拡大により避難するとき	指 定 緊 急 避 難 場 所
・崖崩れ等の地変により避難をするとき ・河川等の決壊により避難するとき ・有毒ガス等の危険物質の流出により避難をするとき ・水防警報の発表により避難をするとき	指 定 緊 急 避 難 場 所 指 定 避 難 所 及び 自宅や近隣建物の2階（屋内に留まっていた方が安全な場合）
・津波警報の発令により避難をするとき	指 定 緊 急 避 難 場 所 又 は 指 定 避 難 所

イ 避難の方法

避難の勧告・指示に際しては、次の点についても周知徹底を図るものとする。

- (ア) 避難に際し、火気、薬品その他危険物等の始末及び電気、ガスの保安措置を行うこと。
- (イ) 最低でも3日、できれば1週間分程度の食糧、最小限の着換肌着、照明器具等を携行すること。
- (ウ) 避難時の状況に応じて防寒具、雨具等を携行すること。

ウ 避難の順序

避難の順序は、原則として次の順序とする。

- (ア) 老幼者、病人、身体障害者、妊産婦及びこれらに必要な介助者
- (イ) 一般市民
- (ウ) 防災義務者

(4) 避難所の開設

ア 避難所の開設

避難勧告・指示を行った場合及び住民が自発的に避難を開始した場合は、市長（本部長）は速やかに必要な避難所を開設し、市職員を管理要員として当該避難所へ派遣する。

なお、施設の使用に当たっては、施設管理者と緊密な連絡をとり、二次災害の危険から安全な場所であるかどうかを検討して選定するとともに、管理保全に十分留意する。

市は、想定を超える被害のため、避難所の不足が生じた場合には、立地条件を考慮して、被災者が自発的に避難している施設等を避難所として位置づけることができる。

また、市内の避難所では、不足する場合には、市外での避難所開設も行うことができることとする。

イ 開設の手順（おおよその目安）

開設の手順は、おおよそ次のとおりとする。

①当該施設の点検を行い、避難所として開設可能な場合、その旨を本部に報告する。



②本部の指示により施設の門を開ける。



③施設の入口扉を開ける。



（すでに避難者があるときは、とりあえず広いスペースに誘導する。）



④避難所内事務所を開設



⑤避難者の受入れ（収容）スペースを指定



⑥すでに避難している人を指定のスペースへ誘導

※以下「(8) 避難所の運営」の項へ

ウ 開設時の留意事項

(ア) 開設

避難所の開設は、原則として、市長（本部長）の指示により行う。ただし、夜間等に発生する等突発的な災害の場合、避難の必要が生じると自主的に判断された時は、市長（本部長）からの指示がなくとも非常参集職員又は居合わせた職員が施設入口（門）の開錠をし、門を大きく開け放ち、避難所開設の準備を行う。

特に、すでに避難住民が集まっている時は、速やかに上記の作業を行い、とりあえず、体育館や大会議室等広いスペースに誘導し、避難した住民の不安を緩和するとともに、無用の混乱防止に努める。

また、電力供給が停止しているときは、施設に設置している非常用発電機を使用し、避難者の不安解消に努める。

避難予定場所の名称及び所在地は、以下のとおりであり、平常時より避難所マップ等により周知を図ることとする。なお、避難所の開設に当たっては、災害の状況により、その都度災害対策本部長が指示し、その全部若しくは一部を開設するものとする。ただし、災害の状況により、これらの施設では収容できない場合又は不適当と認めるときは、概ね次の順序により適宜設定するものとする。

- a 公民館・集会所
- b 寺院
- c その他の公共的施設
- d その他民間の施設

(a) 広域避難所

災害が広域にわたって人命に著しく大きな被害を及ぼすと予測される場合に、市民の安全を確保するための大規模な避難所として設定する。

なお、広域避難所を開設した場合、市長は速やかに必要な設備を設置するものとする。

	名 称	所 在 地	電話番号	面積㎡	備 考
1	中央公園	那波南本町 1790-12	22-5302	54,000	
2	スポーツセンター	陸字池之上 266-1	23-3901	23,000	兼ヘリ離発着場

(b) 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

災害により被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容し、生活の救済を図る応急生活の場所として設定する。

指定緊急避難場所	施設の所在地	電話番号	対象とする異常な現象の種類						指定避難所との重複	収容人員（人）
			洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模火事		
相生学院高等学校	野瀬 700	24-0100	○	○	○		○	○	○	190
相生保育所	相生三丁目 11-5	22-7135	○					○	○	30
相生公民館	相生二丁目 15-26	22-7153	○	○			○	○	○	50
相生幼稚園	川原町 31-2	22-7140	○		○	○	○	○	○	50
相生小学校	川原町 31-1	22-7146	○		○	○	○	○	○	190
市民体育館	旭一丁目 19-31	22-7129	○	○		○		○	○	480

指定緊急避難場所	施設の所在地	電話番号	対象とする異常な現象の種類						指定避難所との重複	収容人員（人）
			洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模火事		
看護専門学校	旭二丁目 19-19	22-7110	○		○		○	○	○	70
中央幼稚園	旭五丁目 16-68	22-7115	○	○	○	○	○	○	○	70
中央小学校	旭五丁目 16-67	22-7149	○	○	○	○	○	○	○	230
双葉中学校	双葉一丁目 2-1	22-7152	○	○	○	○	○	○	○	230
古池公会堂	古池本町 11-27	-----	○		○	○	○	○	○	20
双葉小学校	向陽台 23-1	22-7148	○	○	○	○	○	○	○	190
平芝幼稚園	那波野一丁目 1-6	22-7143	○	○	○	○	○	○	○	60
平芝保育所	那波野一丁目 6-13	22-7137	○	○	○	○	○	○	○	50
東部公民館	向陽台 6-20	22-7804	○	○	○	○	○	○	○	50
陸公民館	山手一丁目 77	22-7803	○	○	○	○	○	○	○	50
相生高等学校	山手一丁目 722-10	23-0800	○		○	○	○	○	○	240
山手幼稚園	山手二丁目 497-15	23-3960	○		○	○	○	○	○	35
陸自治会館	陸本町 1-3	-----	○		○	○	○	○	○	90
那波小学校	那波本町 17-30	22-7147	○		○	○	○	○	○	150
生きがい交流センター	那波本町 1-7	22-2777	○	○		○		○	○	65
那波中学校	那波南本町 10-1	22-7151	○	○	○	○	○	○	○	190
相生産業高等学校	千尋町 10-50	22-0595	○	○		○		○	○	280
佐方福祉センター	佐方一丁目 14-17	-----	○			○	○	○	○	40
千尋町自治会館	千尋町 5301-97 地内	-----	○	○	○	○	○	○	○	15
こども学習センター	緑ヶ丘四丁目 5-5	22-8313	○	○	○		○	○	○	100
青葉台小学校	青葉台 1-1	22-7158	○		○	○	○	○	○	220
あおば幼稚園	青葉台 1-2	22-7711	○	○	○	○	○	○	○	90
西部公民館	那波字西矢之谷 2004-25	22-7388	○	○	○	○	○	○	○	50
上松隣保館	若狭野町上松字山崎 120	28-0783	○		○	○	○	○	○	20
若狭野多目的研修センター	若狭野町八洞字五反田 152-6	28-0001		○	○	○	○	○	○	50
若狭野小学校	若狭野町八洞字梶 185	28-0152		○	○	○	○	○	○	140
矢野川幼稚園	若狭野町八洞字梶 212	28-0155		○	○	○	○	○	○	65
矢野川中学校	若狭野町寺田字桑ノ木原 298	28-0151		○	○	○	○	○	○	180
矢野川保育所	矢野町下田字西垣内甲 508-1	29-0833	○		○		○	○	○	30

指定緊急避難場所	施設の所在地	電話番号	対象とする異常な現象の種類						指定避難所との重複	収容人員（人）
			洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模火事		
矢野小学校	矢野町上字向イ西 587-3	29-0019	○	○	○	○	○	○	○	100
矢野公民館	矢野町瓜生字溝下 479-1	29-0002	○	○	○	○	○	○	○	50
ふるさと交流館	矢野町中野字上オノ元 129	29-1010	○	○	○	○	○	○	○	50

（イ） 区画の指定

避難した市民の受入れスペースの指定に当たっては、事情の許す限り、自治会等の意見を聞き、地域ごとにスペースを設定し、避難した市民による自主的な統制に基づく運営となるようにする。また、避難行動要支援者に配慮した区画の指定（別途にスペースを確保する等）を行う。そのほか、スペースの指定の表示方法については、床面に色テープ又は掲示等のわかりやすいものになるよう努める。

（ウ） 報告

避難所開設にあたった職員は、避難住民の収容を終えた後、速やかに対策本部に対して、電話（FAX 若しくは口頭）又は無線によりその旨を報告する。

対策本部は、避難所の開設を確認後、企画管理総務班に対して、市民に対する避難所開設に関する広報活動の実施を要請する。

防災班は、消防長、県知事及び警察署長等関係機関に対して、開設の状況を連絡する。

なお、連絡すべき事項は、次の要領による。

県等へ連絡すべき事項

- a 避難所開設の日時、場所、施設
- b 収容状況及び収容人員
- c 開設期間の見込み

（エ） 避難所内事務所の開設

前記の措置をとった後、避難所内に事務所を速やかに開設し、「事務所」の表示等を掲げて、避難した市民に対して、避難所運営の責任者の存在を明らかにしておく。なお、避難所開設以降は、事務所には要員を常時配置しておく。また、事務所には、避難所の運営に必要な用品（避難者カード等）を準備しておく。

（５） 避難所の開設基準

避難所の開設基準その他については、災害救助法の適用があるときは同法により、同法の適用がないときは同法に準じて行う。ただし、状況により期間を延長する場合は、厚生労働大臣の事前承認を受ける必要がある。

災害救助法による実施基準

1. 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するものとする。
2. 避難所の設置のために支出する費用は、人夫賃、消耗器材費、建物又は器物の使用謝金、燃料費、天幕借上げ及び仮設便所等の設置費とし、その額は100人1日当たり30,000円以内とする。
ただし、10月1日から翌年3月31日までにおいて燃料を必要とするときは、知事が別に定める額を加算することができる。
3. 避難所を設置する期間は、災害の発生の日から7日以内とする。

備考 知事は、上記により難い特別の事情があるもの又は上記に記載がないものは、その都度厚生労働大臣の承認を得て、上記に規定する救助の程度、方法及び期間を超えて救助を実施するものとする。

(6) 避難所の運営

- (ア) 市は、避難所の開催時には、職員派遣計画に基づき、迅速に、避難所ごとに担当職員を配置する。
- また、避難所の運営について、管理責任者の権限を明確にし、学校教職員等施設管理者、自主防災組織等とも連携して、円滑な初動体制を図ることとする。
- (イ) 災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定に該当する災害であつて県教育委員会が指定する極めて重大な災害時において学校に避難所が開設された場合、教職員が原則として、次の避難所運営業務に従事できることとし、この期間は7日以内を原則とする。
- a 施設等開放区域の明示
 - b 避難者誘導・避難者名簿の作成
 - c 情報連絡活動
 - d 食糧・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配
 - e ボランティアの受入れ
 - f 炊き出しへの協力
 - g 避難所運営組織づくりへの協力
 - h 重傷者への対応
- (ウ) 自主防災組織等は、避難所の運営に関して、市に協力するとともに、役割分担を決め、自主的に秩序ある避難生活を確保することとする。
- (エ) 市は、避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿等の作成により、時間経過毎に避難所・避難者に係る情報管理を行い、避難生活に必要な物品（仮設トイレや仮設風呂を含む。）の確保や食糧、飲料水等の提供、炊き出し等を迅速かつ的確に行うこととする。
- (オ) 市は、他の市町と避難所間の情報伝達手段・ルートを確保することとする。
- (カ) 市は、ボランティア活動について、受入窓口の設置やボランティアセンター等と連携したシステムを整備し、避難所のニーズに応じた迅速な対応に努めることとする。

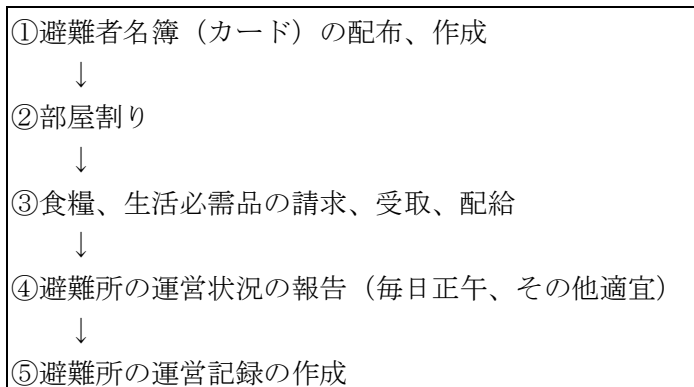
- (キ) 市は、避難行動要支援者や子育て家庭に対しては、個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮することとする。

[女性ニーズ例]

女性専用物干し場・授乳場所や更衣室・生理用品や下着の女性による配布等

- (ク) 市は、避難誘導、避難所開設に関する広報活動を行うこととする。
- (ケ) 市は、必要により、県警察本部と十分連携を図りながら、避難所パトロール隊による巡回活動を実施することとする。なお、市で対応が困難な場合は、県に依頼することとする。
- (コ) 市は、保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーの保護、文化面等幅広い観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努めることとする。
- (サ) 市は、必要に応じ、避難場所における家庭用動物のためのスペース確保に努める。
- (シ) 運営の手順

a 避難所運営の手順は、次のとおりとする。



b 運営上の留意事項

(a) 避難者名簿（カード）の作成

避難者名簿（カード）は、避難所運営のための基礎資料となる。

避難所を開設し、避難した市民等の受入れを行った際には、まず避難者名簿（カード）を配り、避難した市民等に対して、各世帯単位に記入するよう指示するものとする。

避難者収容記録簿は、集まった避難者名簿（カード）を基に、可能な限り早期に作成し、事務所内に保管するとともに、一時間毎に防災班に報告する。

避難者カード

避難所名：						
住 所						
氏 名	続柄	性別	年齢	入所日	退所日	特記事項

(b) 部屋割り

部屋割りは、避難所内での指示伝達、意見の把握を効率的に行うための区分けである。

部屋割りの単位は、地区単位を基本とし、概ね 30 人程度で編成する。

また、部屋内の班編成については、家族、隣人等をもって 5 人程度により編成することとする。

各部屋には代表者を選定し、以後は全ての情報等の受渡しは、代表者を經由して行う。

各部屋の代表者の役割

- ①市職員等からの指示、伝達事項の周知
- ②避難者数、給食数、物資の必要数の把握と報告
- ③物資の配布の指示
- ④各避難者の要望の取りまとめ
- ⑤施設の保安全管理

(c) 食糧、生活必需品の請求、受取、配給

避難所の責任者となる職員は、避難所全体で集約された食糧、生活必需品その他物資の必要数のうち、現地で調達の不可能なものについては、本部に報告し、防災班を通じて、調達を要請する。

また、到着した食糧や物資を受け取ったときは、その都度、避難所物品受渡簿に記入の上、各部屋毎に配給を行う。

(d) 運営状況及び運営記録の作成

避難所の責任者となる職員は、避難所の運営状況について、1 日に 2 回（正午及び午後 5 時）までに現況を本部へ報告する。ただし、傷病人の発生等、特別な事情のあるときは、その都度必要に応じて報告する。

また、避難所の運営記録として、避難所日誌を記入する。

(7) 保健・衛生対策

(ア) 救護班等の活動

市は、現地医療機関だけで対応できない場合を想定して、相生市地域防災計画で特定している救護所を拠点に救護班による巡回活動を行うこととする。

(イ) 保健活動の実施

市は、医師会等関係機関と連携を図り、保健師、栄養士等による巡回健康相談や栄養相談を実施することとする。

(ウ) 仮設トイレの確保

市は、避難所の状況により仮設トイレを設置管理することとする。その確保が困難な場合、県に協力を依頼する。

(エ) 入浴、洗濯対策

市は、仮設風呂や洗濯機を設置管理することとする。その確保が困難な場合は、県に依頼し、民間業者のあっせんや自衛隊への協力要請を行ってもらう。

(オ) 食品衛生対策

市は、県の協力の下、食品衛生監視員を避難所に派遣してもらい、食品衛生に努める。

(カ) 感染症予防対策

市は、感染症予防のための手洗いの励行や清掃等の衛生対策に努める。

(8) 大災害における特別措置

大災害が発生し、予定した避難所が使用できなくなり、避難所を開設することができず、又は適当でない場合には、隣接市町の施設使用について知事に要請報告するものとする。ただし、事態が急迫し、そのいとまがないときは、隣接市町に対して直接請求し、その応援を得て開設するものとする。

(9) 宿泊施設、社会福祉施設等の活用

(ア) 市は、避難生活が長期化する場合、必要に応じて、希望者に、宿泊施設等の二次的避難所、ホームステイ等の紹介、あっせんを行う。

(イ) 市は、避難行動要支援者のうち、援護の必要性の高い者について、県及び近隣市町との協力体制を整備することにより、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを進めることとする。

(10) 避難所以外の場所に滞在する被災者への配慮

市は、やむを得ず避難所に滞在する事ができなかった被災者に対しても、食料等、必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるようにする。

(11) 広域避難（広域一時滞在）

ア 県内における広域一時滞在

(ア) 避難勧告・指示を行った場合及び住民が自発的に避難を開始した場合は、市長（本部長）は（ア）市は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、他市町域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、他市町に被災住民の受入れ協議することができる。

(イ) 市は、県に対し、広域一時滞在の協議先とすべき市町及び当該市町の受入れ能力（施

設数、施設概要等) その他広域一時滞在に関する事項について助言を求めることができる。

イ 県外における広域一時滞在

市は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県と協議の上、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受入を希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入を協議するよう求めることができる。

ウ 他の都道府県から協議を受けた場合

市は、県から他の都道府県の被災住民の受入の協議を受けた時は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れ、避難所を提供する。

エ 情報共有

市は、広域一時滞在を受け入れた市町の協力を得て、広域一時滞在を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に伝達する体制を整える。また、広域一時滞在を受け入れた場合は、被災市町とともに、受入れた被災住民の状況の把握と被災住民が必要とする情報を確実に伝達する体制を整える。

第 7 節 入浴施設対策計画

基本方針

災害により入浴施設が使用不可能となった被災者に対し、仮設風呂の設置等による入浴を提供することにより、市民生活の安定を図る。

本節については、『第 3 編第 1 部第 3 章第 8 節 入浴施設対策計画』を準用する。

第 8 節 住宅対策計画

1 基本方針

災害のため住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった被災者に対して、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理を行い、一時的な居住の安定を図る。

ただし、発生直後の避難所の設置による被災者の応急収容については、避難計画に定めるところによる。

本節については、『第 3 編第 1 部第 3 章第 9 節 住宅対策計画』を準用する。

第 9 節 食糧供給計画

1 基本方針

災害によって住家に被害を受け、自宅で炊飯等ができず、日常の食事に支障をきたした被災者に対し、応急的な炊き出しや食料の供給を行い、被災者の心身の安定を図る。

なお、市民は、自ら最低でも 3 日間、可能な限り 1 週間分程度の食糧の備蓄に努めるものとする。

本節については、『第 3 編第 1 部第 3 章第 10 節 食糧供給計画』を準用する。

第 10 節 給水計画

1 基本方針

水道施設が被災し、飲料水の供給が停止した場合には、給水車による給水や給水所の設置等により飲料水を供給し、被災地の生活に対応する。

なお、市民は、自ら最低でも 3 日間、可能な限り 1 週間分程度の飲料水の備蓄に努めるものとする。

本節については、『第 3 編第 1 部第 3 章第 11 節 給水計画』を準用する。

第 11 節 物資供給計画

1 基本方針

災害によって住家に被害を受け、被服等生活必需品を喪失した被災者に対し、応急的な生活必需品の供給を行い、被災者の心身の安定を図る。

なお、市民は、必要と思われる物資につき、自ら最低でも 3 日間、可能な限り 1 週間分程度の備蓄に努めるものとする。

本節については、『第 3 編第 1 部第 3 章第 12 節 物資供給計画』を準用する。

第 12 節 健康対策計画

基本方針

大規模災害による精神的不安や、長引く被災生活による精神的不調等に適切に対応して、被災住民のこころの健康の保持・増進を図るため、被災者や救援活動従事者の精神的健康状態を把握し、こころのケア対策を実施する体制等について定める。

本節については、『第 3 編第 1 部第 3 章第 13 節 健康対策計画』を準用する。

第 13 節 防疫計画

1 基本方針

災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、被災者の病原菌に対する抵抗力の低下等、悪条件下に行われるものであるから、迅速かつ強力に実施し、感染症の流行を未然に防止するため万全を期さなければならない。災害後の感染症の発生、流行等を未然に防止するため、被災地における防疫活動を迅速に実施する。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	環 境 班 （ 環 境 課 ） ただし、人的応援が必要なときは、市民生活部各班員をもって充てる。	（１）実施体制
		（２）予防教育及び広報活動
		（３）清潔の方法
関係機関	兵 庫 県	防疫活動への支援

3 取組み内容

（１）実施体制

災害防疫対策本部（市に災害対策本部が設置されたときは、市民生活部第２援護班）を設置し、班の編成、具体的計画の樹立を図る。

なお、県知事の指示があった場合は、必要に応じて感染予防委員を選任し、必要な防疫活動に当たらせるものとする。

（２）予防教育及び広報活動

住民に対する予防教育の徹底を期するため、広報活動を強化すること。この場合、特に社会不安の防止に留意すること。

また、保健師による訪問健康相談等を実施し、あらゆる機会をとらえて被災者に対して衛生指導を行う。

（３）清潔の方法

災害時における汚物、土砂、竹木等の散乱あるいは堆積により、衛生環境が悪化し、感染症流行の端緒となるのが通常であるが、これらの衛生的処理に伴う作業は、その目的とするところによって感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、災害救助法等、法律的根拠を異にして行われるものであるが、清潔方法は感染症予防法に基づき、感染症患者が発生した地域及びその周辺の地域等にあつて、感染症予防の目的で実施される衛生的処理について行うものである。

ア ジン芥、汚泥等の処理

じん芥、汚泥等は埋立て若しくは焼却し、又は適当な場所に投棄するものとし、これらの汚物の収集及び処分については廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）に定める基準に従って行うものとする。

イ し尿の処理

し尿処理は、感染症予防上極めて重要であるから、迅速、適切な処理が強く要請される。この処理は平常時はもちろん、災害時においても一般的には廃棄物の処理及び清掃に関する法律により行われるものであるが、感染症患者が発生した地域及びその周辺地域については、県知事の指示に基づき、感染症予防法による清潔方法の一環として実施するものである。

し尿の運搬及び処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行うものとする。

ウ 消毒の方法

感染症法第 27 条の規定による県知事の指示に基づき、市は速やかに消毒方法を施行するものとし、実施は感染症法施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）第 14 条及び第 16 条に定めるところにより行うものとする。

（ア） 飲料水の消毒

- a 給水施設として井戸を利用している場合の消毒は、汚染された井戸水は、水質検査で飲用可能となるまでは飲まない方が良いが、やむを得ず使用する場合は、煮沸してから用いる。また、消毒薬を使用する場合には、くみ取った水に残留塩素として 1～2 mg/ℓの濃度となるように次亜塩素酸ナトリウムを加えて調整する。
- b 給水施設が上水道又は簡易水道である場合の消毒は、塩素滅菌処理を確実に行うとともに管末における遊離塩素量を測定する。

通常の管末塩素量は 0.1 mg/ℓ以上であるが、災害地を含む地域に給水する場合は、0.2 mg/ℓ以上とする。また、給水施設が直接影響を受け、断水後に給水する場合、水量附則による時間給水を行う場合などでは 0.4 mg/ℓ程度とする必要がある。

（イ） 家屋内の消毒

汚水等で汚染された台所、炊事場、炊事具及び食器棚等を中心にベンザルコニウム塩化物等消毒薬を用いて拭浄し、食器等は煮沸消毒を行い、床下には湿潤の程度に応じ所要の石灰等を散布する。

（ウ） 汲み取り便所の消毒

便所はオルソジクロールベンゾール剤等をもって拭浄し、便槽には次亜塩素酸ナトリウムをそそぎ、充分攪拌する。

（エ） 芥溜及びその周辺の土地には石灰乳又はクロール石灰水を、溝渠には煨製石灰末、石灰乳又はクロール石灰水を散布し、じん芥は焼却する。

なお、煨製石灰末は、乾燥した場所の消毒には適当でないので、この場合には石灰乳又はクロール石灰水を用いる。

(オ) 患者運搬用器具等の消毒

ウイルスに汚染された物件等を運搬した器具は、使用の都度、アルコール等で拭き取る。

エ 家用水の供給等

家用水の供給については、『第3編第2部第3章第10節 給水計画』に基づいて実施するほか、衛生的処理についての十分な指導と配水容器の衛生的処理に留意する。

オ 患者に対する処置

- (ア) 災害地において2種感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、感染症法に基づき速やかに感染症指定医療機関に収容の措置をとる。

施設名	所在地	電話番号
赤穂市民病院	赤穂市中広 1090	43-3222

- (イ) 交通途絶等のため感染症指定医療機関に収容することが困難な場合は、できるだけ近い被災地域内の適当な場所に臨時の隔離施設を設けて収容する。ただし、やむを得ない事由によって隔離施設への収容措置をとることができない病原体保有者に対しては、自宅隔離を行い、し尿の衛生的な処理等について厳重に指導する。

カ 避難所の防疫指導

避難所は施設が応急仮設的であり、かつ多数の避難者を収容するため衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いので、県防疫職員の指導の下に市における防疫活動を実施すること。この場合、施設内で衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導の徹底を期する。

第 14 節 遺体処理計画

基本方針

災害により死亡した者の死体の処理及び埋葬の実施については、速やかに身元確認等を行い、遺体の安置、火葬、埋葬等の処理を実施する。

本節については、『第 3 編第 1 部第 3 章第 15 節 遺体処理計画』を準用する。

第 15 節 生活救援対策計画

1 基本方針

災害により被害を受けた者に対し、災害援護金等の支給及び事業資金等少額融資を行い、被災者の早期立直りを図り、併せて生活安定を促進するものである。

本節については、『第 3 編第 1 部第 3 章第 16 節 生活救援対策計画』を準用する。

第 16 節 被災者生活支援対策計画

基本方針

災害による被災者の生活の安定を促進するための救援対策について定める。

本節については、『第 3 編第 1 部第 3 章第 17 節 被災者生活支援対策計画』を準用する。

第 17 節 避難行動要支援者対策計画

基本方針

台風や豪雨等により浸水・がけ崩れ等が発生し、又は発生するおそれがある場合、避難等に時間を要する避難行動要支援者に対する支援策を実施する。また、災害発生後速やかに避難行動要支援者の安否を確認するとともに、聞き取り調査や相談窓口の設置等により、必要な援護内容等を把握し、生活支援策を実施する。

本節については、『第 3 編第 1 部第 3 章第 18 節 避難行動要支援者対策計画』を準用する。

第 18 節 外国人対策計画

基本方針

災害が発生した場合における外国人に対する対策については、定住外国人と一時滞在外国人とに分けて支援を実施するものとする。

本節については、『第 3 編第 1 部第 3 章第 19 節 外国人対策計画』を準用する。

第 19 節 災害広報計画

1 基本方針

災害発生直後やその後の復旧活動においては、情報不足や風評による社会不安の増大及び混乱が生じる可能性が高いことから、住民等へ積極的に情報提供を行うために必要な伝達手段や伝達内容等についてあらかじめ定めるものである。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	企画総務班（企画広報課）	（１）災害情報の収集
		（２）広報事項
		（３）災害情報の広報
		（４）広報の方法
		（５）災害放送要請の方法
関係機関	各 放 送 機 関 防 災 関 係 機 関	関連事項の広報活動及び相互協力

3 取組み内容

（１）災害情報の収集

災害情報の収集については、『第 3 編第 1 部第 2 章第 3 節 情報の収集・伝達』に定めるほか、次の要領によって収集するものとする。

- （ア） 企画総務班に写真班を置き、現地に派遣して災害現場写真を撮影する。
- （イ） 災害の状況によっては、特別調査班を編成し、現地に派遣して資料の収集を図る。

（２）広報事項

- （ア） 災害発生直後の広報
 - a 災害に関する情報
 - b パニック防止の呼びかけ
 - c 避難の勧告・指示
 - d 出火防止の呼びかけ
 - e 人命、救護の協力呼びかけ
 - f 市内被害状況の概要
 - g 市の応急対策実施状況
 - h その他の必要な事項
- （イ） 災害の状況が静穏化した段階の広報
 - a 災害に関する情報
 - b 被害情報及び応急対策実施情報

- c 生活関連情報
 - (a) 電気・ガス・水道
 - (b) 食料、生活必需品の供給状況
- d 通信施設の復旧状況
- e 道路交通状況
- f 交通機関の運行状況
- g 医療機関の活動状況
- h その他の必要な事項

(3) 災害情報の広報

ア 報道機関に対する情報発表

本部室において収集した災害情報及び応急対策等をその都度、速やかに記者クラブを通じて報道機関に発表する。

イ 住民に対する広報

報道機関、防災行政無線、広報紙等を利用して、一般住民や被災者に対し必要な情報や注意事項及び市の対策等の周知徹底を行い、市民生活の安定を図る。

ウ 関係機関に対する広報

関係機関に対しては、直接災害情報資料を提供し、広報に努める。

エ 有線放送の協力依頼

市民への災害情報伝達手段として、有線放送電話による協力依頼を行い、広報に努める。

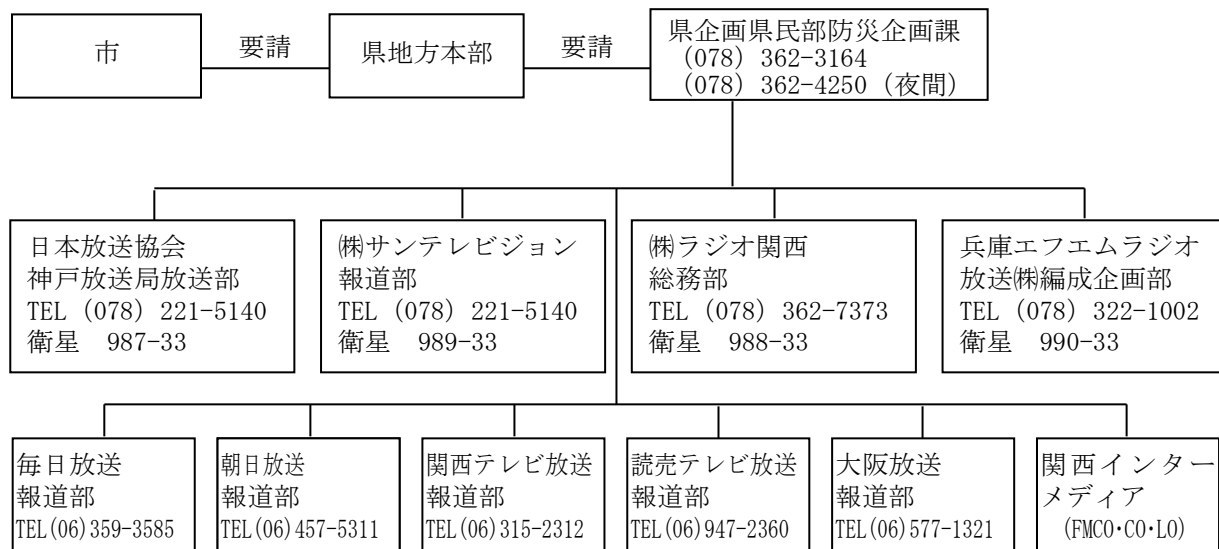
(4) 災害放送要請の方法

ア 災害時における放送要請

市長（本部長）は、状況により災害に関する通知、要請、伝達又は報告に放送局を利用することが適切と考えるときは、次の系統により要請する。なお、本要請は、やむを得ない場合を除き、県を通じて行うものとする。

※兵庫県と日本放送協会神戸放送局、サンテレビジョン、ラジオ関西、兵庫エフエムラジオ放送、毎日放送、朝日放送、関西テレビ放送、読売テレビ放送及び大阪放送（ラジオ大阪）、関西インターメディア（FMC0・C0・L0）との間で締結されている「災害時における放送要請に関する協定」による。

(ア) 放送要請系統図



(イ) 放送要請事項

市長（本部長）は、放送要請を行う際には、次の事項を原則として文書により通知する。ただし、緊急やむを得ない場合には、電話又は口頭によることができる。

- a 放送要請の理由
- b 放送事項
- c 放送希望日時
- d その他必要な事項

イ 緊急警報放送の要請

市長（本部長）は次のような場合で、災害対策本部法第 57 条に基づく緊急警報放送が必要と判断した時は、やむを得ない場合を除き、県を通じて、日本放送協会神戸放送局に要請するものとする。

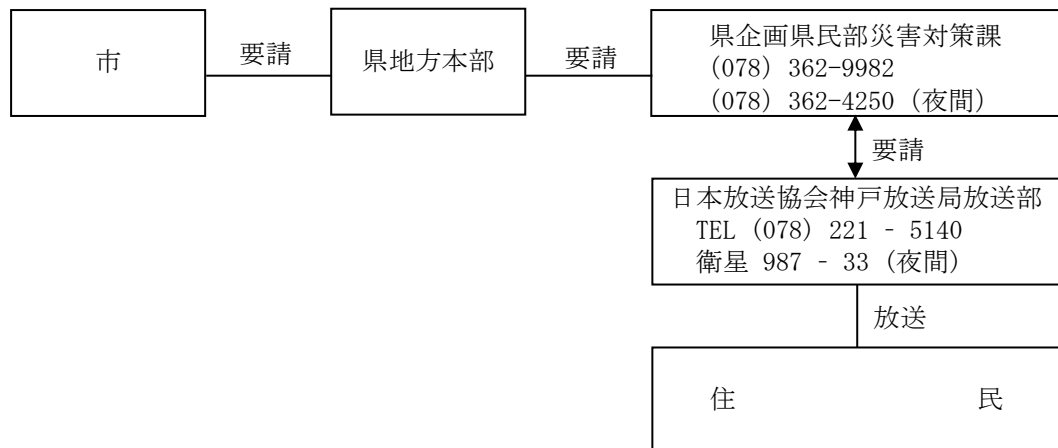
(ア) 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、避難勧告等緊急に住民に対し周知する必要があるとき。

(イ) 緊急警報放送により放送要請をすることができるのは、次に掲げる事項とする。

- a 住民への警報、通報等
- b 災害時における混乱を防止するための指示等
- c その他市長（本部長）が得に必要と認めるもの

※兵庫県と日本放送協会神戸放送局との間で締結されている「緊急警報放送の要請に関する覚書」による。

緊急警報放送要請系統図



※また、上記と同様に兵庫県も㈱ラジオ関西本社との間で「防災情報の提供と放送に関する覚書」を締結されている。

〔参 考〕

地震発生時に行う広報文例

(ア) 防災行政無線等によるもの

※ 「こちらは相生市災害対策本部です。大きな地震は終わりました。落ち着いて行動してください。」

※ 「この付近の広域避難場所は〇〇〇〇です。」

「避難するときは、なるべく付近の人と一緒に、必要なものだけを持って、必ず身軽な服装で避難しましょう。」

「道路が大変混雑しますので、車での避難は絶対にやめてください。」

「避難する前に、もう一度、ガス、ストーブ等の火の元の点検をしてください。」

「いろいろなデマにまどわされず、ラジオや防災機関の情報に従いましょう。」

(イ) 報道機関等での放送文

(ア) から※印を除いたもの。

第 20 節 障害物除去計画

1 基本方針

災害により道路、河川、住家又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物で日常生活に著しい支障を及ぼしているものを除去する。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	都市整備班（都市整備課）	（１）除去の対象
		（２）除去の方法

3 取組み内容

（１）除去の対象

障害物の除去は、次の場合に行うものとする。

- （ア） 住民の生命等を保護するため、速やかにその障害物の排除を必要とする場合
- （イ） 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- （ウ） 河川のいつ水防止と護岸等の決壊防止その他水防活動を実施するために必要な場合
- （エ） その他公共的立場から除去が必要な場合

（２）除去の方法

実施責任者は自らの機器、班員等を用い、又は状況に応じて関係機関及び土木業者の協力を得て、速やかに障害物の除去を行うものとする。

第 21 節 清掃計画

基本方針

被災地におけるごみ及びし尿の収集、処理等の清掃業務を適切に行い、環境衛生の万全を期する。

本節については、『第 3 編第 1 部第 3 章第 22 節 清掃計画』を準用する。

第 22 節 環境対策の実施

1 基本方針

災害による工場からの有害物質（大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に規定されているもの）の漏洩や廃棄物処理に伴う環境汚染等の防止対策について定める。

本節については、『第 3 編第 1 部第 3 章第 23 節 環境対策の実施』を準用する。

第 23 節 災害救援活動要員の確保計画

基本方針

災害時には、被災地内外のボランティアから救援活動等の申し出が予想され、こうしたボランティアの協力は、被災地の救援等を図る上で大きな力となる。円滑かつ効果的なボランティア活動が行えるように、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、災害ボランティアセンターを運営し、その活動拠点の提供等環境整備に努め、ボランティア活動を積極的に支援する。

本節については、『第 3 編第 1 部第 3 章第 25 節 災害救援活動要員の確保計画』を準用する。

第 24 節 電力事業災害応急対策計画

基本方針

災害発生に際し、電力施設を防護し、被災地に対し電力供給を確保する。

本節については、『第 3 編第 1 部第 3 章第 26 節 電力事業災害応急対策計画』を準用する。

第 25 節 ガス事業災害応急対策計画

基本方針

災害時の L P ガス確保のための応急対策を実施する。

本節については、『第 3 編第 1 部第 3 章第 27 節 ガス事業災害応急対策計画』を準用する。

第 26 節 電気通信事業災害応急対策計画

基本方針

電気通信事業者は、災害対策基本法により会社がとるべき耐水、耐風、耐火等防災に関する措置を行う。

本節については、『第 3 編第 1 部第 3 章第 28 節 電気通信事業災害応急対策計画』を準用する。

第 27 節 上水道に関する災害応急対策計画

基本方針

災害により機能が停止した水道の早期復旧のための対策を実施する。

本節については、『第 3 編第 1 部第 3 章第 29 節 上水道に関する災害応急対策計画』を準用する。

第 28 節 下水道に関する災害応急対策計画

基本方針

災害により下水道施設に被害を生じた場合の応急対策を実施する。

本節については、『第 3 編第 1 部第 3 章第 30 節 下水道に関する災害応急対策計画』を準用する。

第 29 節 教育対策計画

基本方針

災害発生時における児童、生徒の保護、教育施設の保全、応急教育の実施その他必要な事項を定め、これらの円滑な遂行を図る。

本節については、『第 3 編第 1 部第 3 章第 34 節 教育対策計画』を準用する。

第 30 節 海上災害応急対策計画

基本方針

地震等において、相生湾沿岸において、大量の積載油の流出や油火災が発生し、又は発生のおそれがある場合に、相生湾沿岸地域住民の生命、財産及び水産資源を保護するため、その拡大を防御し、被害の軽減を図る。

本節については、『第 3 編第 1 部第 3 章第 38 節 海上災害応急対策計画』を準用する。

第 31 節 危険物施設等応急対策計画

1 基本方針

地震等により危険物施設等が損壊し、大規模火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の大規模災害が発生した場合は、防災関係機関による石油類、高圧ガス及び火薬類、毒物・劇物の応急的保安措置を講じる。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	防災班（危機管理課、総務課）	（１）消防法に定める危険物（石油等）
		（２）高圧ガス
		（３）火薬類
		（４）毒物・劇物
関係機関	関 係 事 業 者	連絡通報、初期防除、応急救護、従業員等の避難、被災地区住民救済、防災資機材の調達
	西 は り ま 消 防 組 合	
	警 察 署	避難誘導対策
	兵 庫 県	災害広報、広域応援要請

3 取組み内容

（１）消防法に定める危険物（石油等）

当該事業所が、西はりま消防組合に通報の上、当該事業所等の定める計画により応急対策を実施するが、災害の規模、態様によっては、県、市その他関係機関が総合的な対策を実施することとする。

（ア）県・市その他関係機関

災害の規模、態様に応じ、県及び市地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関相互の密接な連絡協力の下に次の応急対策を実施することとする。

a 災害情報の収集及び報告

西はりま消防組合は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、県その他関係機関に災害発生の上報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行うこととする。

b 災害広報

市は、災害による不安・混乱を防止するため、防災行政無線、携帯メール（防災ネット）、テレビ、ラジオ、災害写真等を媒体とする広報活動を行うこととする。

c 救急医療

消防機関は、県その他関係機関と連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施することとする。

d 消防応急対策

消防機関は、危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施することとする。

e 避難

市長は、相生警察署と協力して避難のための立退きの指示、勧告、避難所の開設及び避難所への収容を行うこととする。

f 交通応急対策

道路管理者（市においては市長）、県警察本部、海上保安本部は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域及び海上に及ぶ場合はその周辺海域の交通対策に万全を期することとする。

g 給水

企業長（西播磨水道企業団）は、地域防災計画に定めるところにより、必要に応じ飲料水を供給することとする。

h 住民救済対策

市は、県等と合同して住民の救済対策を講じることとする。なお、被災地区の拡大により災害救助法が適用される場合は、その定めによることとする。

i 災害原因の究明

消防機関は、県等と合同して災害の発生原因の究明に当たることとし、高度な技術を要する場合は、国の派遣する学術調査団の原因究明を待って、公式発表を行うこととする。

（２）高圧ガス

当該事業所が、西はりま消防組合に通報の上、当該事業所の定める計画により応急対策を実施するが、災害の規模、態様によっては、県、市その他関係機関が総合的な対策を実施することとする。

（ア） 緊急通報

事業者は、高圧ガス施設が発災又は危険な状態となった場合は、あらかじめ定められた情報伝達経路により市や防災関係機関に通報することとする。

（イ） 防災資機材の調達

応急対策に必要な資機材は事業所が調達することとするが、事業所による確保が困難な場合は、県や市と連携して防災資機材を調達することとする。また、市や防災関係機関は資機材の緊急輸送に協力することとする。

(ウ) 被害の拡大防止措置及び避難

市は、事業所及び防災関係機関と協議し、被害が拡大し事業所周辺に影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について決定し、避難の勧告、指示（緊急）を行うこととする。

(3) 火薬類

当該事業所等が、西はりま消防組合に通報の上、当該事業所の定める計画により応急対策を実施するが、災害の規模、態様によっては、県、市その他関係機関が総合的な対策を実施することとする。

(ア) 販売所（庫外貯蔵所）における応急処置

事業者は、庫外貯蔵所周辺に火災が発生し、又はその延焼が貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれが生じた場合、貯蔵中の火薬類を搬出するとともに、市や防災関係機関の連絡を密にして、対処することとする。

(イ) 被害の拡大防止措置及び避難

市は、事業所及び防災関係機関と協議し、被害が拡大し事業所周辺に影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について決定し、避難の勧告、指示（緊急）を行うこととする。

(4) 毒物・劇物

当該事業所等が、県健康福祉事務所等に通報の上、当該事業所の定める計画により応急対策を実施するが、災害の規模、態様によっては、県、市その他関係機関が総合的な対策を実施することとする。

市は、事業所及び防災関係機関と協議し、被害が拡大し事業所周辺に影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について決定し、避難の勧告、指示（緊急）を行うこととする。

第 32 節 農林水産業関係応急対策計画

1 基本方針

気象、水象情報の把握に努め、農地・農業用施設の管理者と共に、農地、農道、ため池、用排水施設等の農業用施設の被害を軽減するための措置を的確に行うとともに、災害発生時には関係機関と連携して各施設の被害状況の把握等、応急対策を実施し、営農体制の早期確立を図る。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	農林水産班（農林水産課）	（１）家畜防疫対策
		（２）主要作物
		（３）野菜
		（４）果樹
		（５）花き
		（６）しいたけ
関係機関	姫路家畜保健衛生所 兵庫西農業協同組合 相生市農業協同組合	市が行う農業関係被害調査、応急対策に関する協力 農作物等の災害応急対策についての指導

3 取組み内容

（１）家畜防疫対策

市は、市域における被害情報を収集し、姫路家畜保健衛生所に報告することとする。

（２）主要作物

市は、県及び農業関係団体と協力して、生産者への次の対策の徹底を図ることとする。

ア 水稻

- （ア） 地割れ等で漏水がある場合の早急修復と間断灌漑等水分確保
- （イ） 成熟期で品質低下が懸念されている場合の早期収穫
- （ウ） 地震後、田植えの際の丁寧な代かきと漏水防止への配慮

イ 大豆

地割れで倒伏の危険がある場合の培土の実施

(3) 野菜

市は、県及び農業団体と協力して、災害についての情報収集に努めるとともに、施設の破損箇所の早期対策が速やかに実施されるよう、指導の徹底を行うこととする。

(4) 果樹

市は、県及び農業関係団体と協力して、生産者へ次の対策の徹底を図ることとする。

- (ア) 露出した根部の覆土（地震による地割れ、地滑り等が発生したが、樹園地が崩壊しない程度の場合）
- (イ) 倒伏した果樹の引き起こしと支柱等による補強

(5) 花き

市は、県及び農業関係団体と協力して、生産者へ温室、ハウス等の破損に対する応急措置の徹底を図ることとする。

(6) しいたけ

市は、県及び林業関係団体と協力して、生産者にハウス等の破損に対する応急措置の徹底を図ることとする。

第 33 節 公共土木施設等の応急復旧及び余震対策等の推進

1 基本方針

本震により損傷を受けた施設等について、余震活動や地震災害直後の豪雨により、さらにその破壊が進み危険性が高くなることから、こうした危険を防止する対策について定める。

2 実施主体

	担 当 班	項 目
市 担 当	建設農林総務班（建設管理課）	（１）対策内容
	都市整備班（都市整備課）	（２）連絡体制
	農林水産班（農林水産課）	
関係機関	光 都 土 木 事 務 所	公共土木施設（所管）の応急対策
	た め 池 管 理 者	ため池管理・応急対策

3 取組み内容

（１）対策内容

ア 土砂災害

- （ア） 市は、総合的な土砂災害対策を推進することとする。
- （イ） 市は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握することとする。
- （ウ） 市は、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施することとする。
 - a 緊急復旧資材の点検・補強
 - b 観測機器の強化（警報機付伸縮計の設置）
 - c クラックや崩壊箇所における砂防、地すべり、急傾斜地崩壊防止対策
- （エ） 市は、危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を図ることとする。
- （オ） 市は、地すべり防止区域において異常等が発見された場合、県等と協力して速やかに対策を講じるとともに、必要により避難の指示等を行うこととする。

イ 道路

- （ア） 管理者（市においては市長。以下同じ。）は、緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握の上、関係機関に連絡する。
- （イ） 管理者は、危険箇所について通行制限又は禁止を行うとともに、関係機関への連絡や市民への周知を図ることとする。
- （ウ） 管理者は、緊急輸送路について重点的に点検し、状況により復旧、確保を図ることとする。
- （エ） 管理者は、危険箇所を対象とした応急復旧工事を早期に実施することとする。

ウ 河川

- (ア) 市は、緊急点検を実施し、被害状況を把握の上、管理者へ堤防・護岸等の河川管理施設等の被災箇所の応急復旧を実施するよう依頼する。
- (イ) 市は、危険箇所について、関係機関への連絡や市民への周知を図るとともに、管理者へ応急工事の実施を依頼し、警戒避難体制の整備に努め、災害発生のおそれのある場合は、速やかに適切な対応を図ることとする。

エ ため池

- (ア) 管理者は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握することとする。
- (イ) 管理者は、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施することとする。
 - a 緊急復旧資材の点検・補強
 - b ため池危険箇所の貯水位の低減や堤体開削
- (ウ) 市は、危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を行うこととする。

オ 森林防災対策

- (ア) 市は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握することとする。
- (イ) 市等は、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施することとする。
 - a 緊急復旧資材の点検・補修
 - b 警報機付伸縮計の設置
 - c 危険性の高い箇所について、仮設防護柵、土留工等の応急対策工事や不安定砂の除去
- (ウ) 市は、危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を行うこととする。

カ 農業土木施設対策

- (ア) 施工中の農地・農業用施設の発注者及び受注者は、工事用資材の流出や被害の拡大の防止に努めることとする。
- (イ) 既設の農地・農業用施設の管理者は、パトロールを強化するとともに、危険箇所について補強・補修等を行うこととする。

キ 宅地防災対策

- (ア) 市は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握することとする。
- (イ) 市等は、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施することとする。
 - a ビニールシート等の応急措置
 - b 宅地防災相談所等の開設
- (ウ) 市は、民間宅地崩壊危険箇所の周知と警戒避難体制の強化を行うこととする。

(2) 連絡体制

